

第1回定例会会議録

平成30年 3月 5日 (月)

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、平成30年第1回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、櫻井教育長、欠席する旨の届け出がありました。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 諸般の報告。

平成30年3月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案33件・報告1件・諮問1件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、荻原謙一議員ほか8名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場において省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運委員長より報告を求めます。仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

2月26日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成30年第1回御代田町議会定例会に提出する議案、一般質問等について、審査日程等を決定しましたので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は議案33件、報告1件、諮問1件の計35件であります。

一般質問の通告者は9名であります。これにより、会期は本日より3月13日までの9日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、35ページをご覧ください。

平成30年第1回御代田町議会定例会会期及び審査予定表。

第 1 日目	3 月 5 日	月曜日	午前 10 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	3 月 6 日	火曜日	午前 10 時	一般質問	
第 3 日目	3 月 7 日	水曜日	午前 10 時	一般質問	
第 4 日目	3 月 8 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会	
第 5 日目	3 月 9 日	金曜日	午前 10 時	常任委員会	

第 6 日目	3 月 1 0 日	土曜日		休会
第 7 日目	3 月 1 1 日	日曜日		休会
第 8 日目	3 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 1 3 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

以上であります。

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

36 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

3 月 1 2 日 月曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 3 日までの 9 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 3 日までの 9 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により議長において

9 番 池田健一郎議員

10番 古越 弘議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かとお忙しい時期にもかかわらず御出席を賜り、平成30年第1回定例議会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

本日3月5日で、長野県消防防災ヘリコプター事故から1年が経過しました。ここに亡くなられた隊員と御遺族の皆様に対し謹んで哀悼の意を表します。

また、3月11日は、東日本大震災発生から7年が経過します。震災によって亡くなられた皆様、長期間にわたって苦難な道を歩まれた御遺族の皆様に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、いまだ避難生活を余儀なくされ、復興に向け努力されている皆様に対しまして、一日も早く平穏な生活を取り戻されますよう心から願うものであります。

それでは、まず初めに、町が取り組んでおりますさまざまな事業の中から特徴的な事業について説明させていただきます。

総務課関係の事業について申し上げます。

新しい役場庁舎の建設工事は、平成28年10月22日の着工以来、約1年4カ月の工事期間を経て、2月15日に竣工しました。同日の検査の結果、合格となり、建物の引き渡しを受けました。

これまで新庁舎の建設に当たり、役場庁舎整備検討委員会、新庁舎建設委員会等で御検討をいただきました議員の皆様、各種団体の代表者の皆様をはじめ、建設工事関係、設計関係の皆様には絶大な御尽力をいただき感謝申し上げます。また、絵画、木彫刻、植木、時計等を寄贈していただきました皆様に対しましても、この場をお借りして御礼を申し上げます。

3月25日には、町民向けの内覧会を開催しますので、ぜひお出かけください。また、3月27日に竣工式を執り行います。今後は、5月7日の開庁に向け引っ越

し作業を進めてまいります。

新庁舎本体は完成しましたが、平成30年度には第2期工事として公用車車庫棟の建設工事等に着手しますので、引き続き御協力をお願いいたします。

続いて、企画財政課関係の事業について申し上げます。

1つ目は、タクシー利用助成事業について、利用者により使いやすく御利用いただくために制度の見直しを行いました。改善点は、助成率はそのままで近距離でも気軽にお使いいただけるように購入単価を1枚600円から400円に引き下げ、乗車できる額を1,500円から1,000円に引き下げました。さらに、複数枚の利用もできるようにしました。

新たに、御代田町子育て応援タクシー利用助成金を新設しました。こちらは交通施策の面から子育てを応援しようとするもので、妊婦さん、または乳児やその保護者がタクシーにより外出する際の交通費の一部として7,000円を助成するものです。

次に、株式会社ひらまつホテル計画については、御代田町として是が非でも成功させたい企業誘致であるという強い思いで協議を進めています。ひらまつと調整をする中で、ホテルの進入道路用地として購入する土地が、広島遺跡の埋蔵文化財包蔵地であることがわかりました。現在は、ひらまつの計画に遅れがでないよう、発掘調査の調整等を進めているところです。

なお、昨年6月に締結した基本合意書では、本年3月中に賃貸借契約を締結することとしておりましたが、発掘調査や土地購入が完了する本年の7から8月とするよう提案があり、協議をしているところです。

次に、旧メルシャン軽井沢美術館の有効活用として、地方創生拠点整備交付金を活用したインフォメーション棟の改修及び駐車場整備事業については、3月末の完了に向けて工事を進めています。また、来年夏に予定する株式会社アマナとの協働による御代田国際フォトフェスティバル（仮称）については、ことしの夏はプレイベントの開催を予定しています。実行委員会の組織や、地域住民を巻き込んだイベントの開催、屋外写真展示の会場の選定、交流人口の増加や訪日旅行（インバウンドツーリズム）に対応できる新たな仕組みの構築等、地域おこし協力隊の活動を含め事業展開していきます。

続いて、産業経済課関係の事業について申し上げます。

クライנגアルテン事業につきましては、平成29年度はラウベの全棟契約と交流事業の促進の2つを目標に掲げ、各種広報媒体を活用した情報発信により、目標の8棟全棟の契約を実現しました。

2つ目の目標である交流事業の促進については、面替区の協力による地域伝統行事を通じた都市と農村の交流、農村女性ネットワークと連携した食の交流などを継続するとともに、新たな取り組みとして、地域おこし協力隊による写真撮影をテーマとしたイベントや、町職員らによる弦楽四重奏のミニコンサートも行い、期待通りガルテナーの皆様からは好評をいただきました。

現在、新年度のラウベの契約状況は、4棟が更新契約、3棟が新規契約済みとなっており、残り1棟についても2次募集で申請書が提出されていることから、全棟契約となる見込みです。

引き続き、移住・定住の促進につながるよう、情報発信や工夫を凝らした交流事業を絶えず続けていくことで、面替のクライングアルテンを利用してよかったと提供いただけるような事業展開をしていきます。

次に、農家経営支援特別資金融資利子補給金事業ですが、平成29年度は当初から野菜価格が低迷し、出荷最盛期でも全国的に豊作となったことで、長期間の価格低迷が続きました。さらに、10月の長雨による影響を受け、野菜生産農家は大変厳しい状況でした。

J A 佐久浅間・御代田町管内の野菜販売実績額は、前年度比2割減少し、翌年の資材調達のための資金不足などが心配されました。

町は、農家経営支援特別資金融資利子補給金として融資機関の利子率の2分の1を補填することとしました。

貸付限度額500万円、借入期間5年以内で1%の利子を町とJ A 佐久浅間が半分ずつ補填し、農家は実質利息なしで融資を受けられます。

J A 佐久浅間が融資受け付けを行った結果、借入者は29名で、融資金総額は8,860万円となりました。新年度予算では、42万8,000円を計上し、農家の経営維持を図ります。

次に、企業誘致につきましては、平成28年度に新たな工業振興策として創設した用地購入補助制度による株式会社エリアデザインに対する補助について、平成29年11月に工業振興審議会へ諮問しました。

同審議会から、株式会社エリアデザインの茨城県笠間工場の現地調査を踏まえ、町の産業振興上必要な企業として補助をすることが妥当であるとの答申を12月にいただきました。

新年度予算においては、3年の分割交付となる補助金の初年度分として2,637万3,000円を計上しました。

続いて、建設水道課関係の事業について申し上げます。

平成29年度の第2期都市再生整備計画事業につきましては、現在、上ノ林児玉線、上小田井雪窓線、児玉荒町線、東林大林線、南浦3号線、塩野区内線、広戸御代田停車場線、久能梨沢線の8路線を進めています。

本年度は、国土交通省からの内示額が要望額のおよそ70%と昨年度に比べ高い内示率であったため、計画した路線に着手することができました。

8路線のうち、上小田井雪窓線、児玉荒町線、東林大林線の3路線については、既に全線完成し、上ノ林児玉線、塩野区内線、広戸御代田停車場線の3路線についても年度内に全線完成する見込みとなりました。

南浦3号線、久能梨沢線の2路線については繰り越し工事で行い、一部を平成30年度に供用開始を目指します。

また、社会資本整備総合交付金事業では、歩道整備に伴う道路整備として、水原地区しなの鉄道をくぐるガード付近から西軽井沢方面に向かう七口線の道路拡幅事業に着手し、平成34年度の完成を目指します。平成30年度は地元説明会と測量設計業務を予定しています。

続いて、保健福祉課関係の事業について申し上げます。

保健福祉課の事業では、制度改正等に伴い次の3点が大きく変わります。

1つ目は、国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に移管されます。国民健康保険が抱える構造的問題の解決を図り、将来にわたって持続可能な制度とするため、平成30年4月から国民健康保険制度が改正され、都道府県、市町村がそれぞれの役割を担うこととなります。

長野県から、県内市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準に応じた標準保険税率や納付金額が示され、これに基づき市町村は国民健康保険税率を決定・徴収し、納付金を長野県に納めることとなります。一方、市町村が支払う保険給付費については、全額、長野県から交付される仕組みとなります。

今後、当町の国民健康保険税率をどうするか、試算を行う中で県内市町村の動向なども注視しながら、引き下げる方向で検討していきます。

2つ目は、福祉医療費給付金事業のこども医療費が、平成30年8月1日以降の診療から現物給付方式になります。

これまでは、医療機関を受診した際に支払った医療費について、後日、1レセプト500円の受給者負担金を差し引いた額が支給される仕組みでしたが、新制度では医療機関窓口で1レセプト500円までの受給者負担金を支払えば受診できる制度になりますので、子育て世代には大きな支援になります。

また、4月1日から対象年齢を18歳年度末までに拡大し、子育て支援の充実を図ります。

3つ目は、介護保険事業ですが、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画に基づき事業を実施することとなります。

当町は、以前から介護予防事業、介護給付適正化事業、はつらつサポーター要請事業等を実施し、さらに第6期介護保険事業計画では総合事業に当初から着手し、介護予防を重視したサービスを増やしました。

その成果として、サービス利用者は増えていますが、介護保険の要支援・要介護認定率は下がり、平成29年度11月末現在で11.59%と県下で最も低くなっており、介護給付費も横ばいとなっています。

第7期介護保険料は、基準月額が5,160円から4,610円に、10.66%、550円の引き下げとする条例改正を提案しています。長野県下63保険者中、減額する保険者は8保険者だけで当町の介護保険料が最も低くなる見込みです。

今後、介護予防を重視した事業を展開してまいります。

続いて、町民課関係の事業について申し上げます。

子育て支援策の充実では、まず未満児保育の受け皿の拡充です。今年度、町では増大する3歳未満児の保育需要に対応し、大切なお子様を安心して預けられる私立保育園の施設環境を整えることを目的として、おひさまの新設、たんぼぼ保育園増設等の施設整備に対して国の制度を利用して補助金を支給してきました。

その結果、平成30年4月開園の小規模保育事業おひさまにおいては、19名の3歳未満のお子様を保育していただけることになりました。また、たんぼぼ保育園の増築により30名から36名に定員増を図っていただいた結果、町の未満児保育

の受け皿は大きくなりました。

しかし、これらの拡大された未満児保育の受け皿も既にこの4月で定員いっぱいの状況になっており、町では増大し続ける未満児保育需要への新たなる対応策を講じ始めているところです。

次に、妊娠から出産、育児に至るまでの支援の充実についてです。

年齢階層ごとに子育て支援策の必要性を検討した結果、平成30年度は「児を産み育てるお母さま方への支援」に重点を置くことにしました。

そのため、産後ケア宿泊型事業、子育て応援ヘルパー派遣事業、子育て応援タクシー利用助成金交付の3つの事業を創設します。

産後ケア宿泊型事業については、産後の心身の不調や育児不安があり、特に支援が必要と認められる、生後3カ月未満の乳児を育てているお母様が、指定の医療機関や助産所に宿泊した際の費用の約7割を町が負担する事業です。

子育て応援ヘルパー派遣事業は、ヘルパーを派遣して生後1歳未満の乳児を育てるお母様の家事・育児の負担軽減を図る事業です。

企画財政課の新規事業でも紹介しました子育て応援タクシー利用助成金交付は、妊娠中から1歳未満の乳児を育てている期間に、体調面の不安などから自分で運転することが困難な妊婦、乳児及びその保護者に対してタクシー代を補助する事業です。

次に、児童館・児童クラブ利用者の増加と活動の充実についてです。

平成29年度は、新しい東原児童館が開館して高学年の利用が始まったことにより、全ての小学生の児童クラブ利用が可能になりました。

年度当初の申込者数を比較すると、児童館全体で平成29年度は330名、30年度は365名と高学年の利用料金が引き下げられたことも相まって増加しています。

児童クラブへ通う大勢の小学生に生き生きとした日常を送っていただくための工夫もしています。新年度予算では、昨年好評であった佐久市こども未来館から講師を招いての実験教室の費用を拡大しました。また、児童クラブ事業に御協力いただけるボランティアスタッフの充実も行っています。こうした諸活動を通じて好奇心旺盛な未来を担う子どもたちの成長を切に願うものです。

次に、新クリーンセンターの整備についてです。

平成28年5月に面替区・豊昇区・児玉区をはじめ、町民の皆様の御理解をいただいで着工した佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町の1市3町が行う新クリーンセンターの建設工事は、平成30年3月に造成工事が終了し、3月26日に本体工事の起工式を行うこととなりました。

平成32年11月に施設が完成する計画で、同年12月から新クリーンセンターが本格稼働し、南佐久郡を含めた佐久地域の安定的なごみ処理が実現します。これにより、循環型社会の形成が大きく推進されることとなります。

続いて、教育委員会関係の事業について申し上げます。

まず、中学校への扇風機等の設置についてです。

近年の夏季期間の猛暑に備えて生徒の健康面に配慮するため、中学校の全ての教室の天井へ扇風機を設置します。1つの教室に4つ設置します。

また、音楽室については、楽器を演奏する関係からエアコンを設置する予定です。

これにより授業における快適性が改善され、学習効率が上がることが期待されます。北小・南小につきましては、既に大規模改修工事において設置済みとなっています。

次に、中学校でのステップアップスクールについてです。

平成29年度から水曜日の放課後学習塾として始めたステップアップスクールは、中学3年生を対象として英語と数学の2教科の基礎学力定着を目的として実施しました。英語11名と数学9名の合計20名の参加があり、出席率も高く参加者の感想も好評のため、新年度も継続して実施していきます。

次に、小・中学校への学校司書の配置についてです。

平成29年度に小・中学校へ配置した学校司書については、それぞれの学校で主体的な取り組みをしていただき成果が出ています。学校では毎日10分間の朝読書の実施や児童1人当たりの貸し出し冊数の増加、読み聞かせの際に静かに集中できるなど、さまざまな成果が見られ、思考力や学力向上につながっていくのではないかと考えています。

最後の消費者行政についてですが、長野県内の特殊詐欺被害は、年々巧妙な手口になり後を絶ちません。引き続き町民の皆様の個人情報と財産を守るため、今後も消費者行政を推進していきます。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告1件、事件案2件、

条例案 13 件、当初予算案 11 件、補正予算案 6 件、報告事項 1 件、人事案 1 件の計 35 件です。

専決処分事項の報告 1 件につきましては、平成 29 年度御代田町一般会計補正予算（第 6 号）について、2 月 19 日付で専決処分させていただきました。歳入は、財政調整基金繰入金を財源として増額補正し、歳出は、産業廃棄物撤去工事と補償料として 5,000 万円を計上しました。

事件案の 2 件につきましては、1 件目の御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定については、7 つの世代間交流センターの指定管理者について、引き続き 5 年間指定するため、議会の議決をお願いするものです。

2 件目の長野県町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、同公平委員会を共同設置している 56 の団体のうち、白馬山麓環境施設組合の名称が本年 4 月 1 日から白馬山麓事務組合に変更となるため、構成団体それぞれの議会の議決をお願いするものです。

条例案の 13 件につきましては、1 件目の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案は、本年度の長野県人事委員会勧告に準じて改正の施行日または適用日ごとに 4 条立てとしています。第 1 条の主な改正点は平成 29 年度の給料表と勤勉手当を一部改正するものです。第 2 条の主な改正点は、平成 30 年度の扶養手当と平成 30 年度以降の勤勉手当を一部改正するものです。第 3 条の主な改正点は、平成 31 年度の扶養手当を一部改正するものです。第 4 条は町独自の改正です。宿日直における業務量の増加のため、役場新庁舎の業務開始日から宿日直手当を一部改正するものです。

2 件目の御代田町特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正案は、こちらも本年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の施行日はまたは適用日ごとに 2 条立てとしています。第 1 条の改正点は、平成 29 年度の期末手当を一部改正するものです。第 2 条の改正点は、平成 30 年度の期末手当を一部改正するものです。

3 件目の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、こちらも本年度の長野県人事委員会勧告に準じて、改正の施行日または適用日ごとに 2 条立てとしています。第 1 条の改正点は、平成 29 年度の期末手当を一部改正するものです。第 2 条の改正点は、平成 30 年度の期末手当を一部改正するものです。

4 件目の御代田町役場の位置を定める条例の一部改正案は、役場新庁舎の業務開始日に合わせて新庁舎の位置を改めるものです。

5 件目の御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部改正案は、役場新庁舎の設備移転のため施行日ごとに2条立てとしています。第1条の主な改正点は、新庁舎での業務開始に備えて移動系の基地局（現在の庁舎）と陸上移動局（車載型と連携型）を廃局します。この移動系の廃局にあわせて、現在の固定系の業務や運用を整理するものです。第2条の改正点は、新庁舎の業務開始日にあわせて親局の位置を新庁舎に変更するものです。

6 件目の御代田町介護保険条例の一部改正案は、御代田町介護保険計画の見直しにより、第7期（平成30年度から平成32年度までの3年間）の保険料を引き下げるものです。基準額である第5階層は6,600円の引き下げとなり、そのほかの階層も全て平均10.66%の引き下げとするものです。

7 件目の御代田町後期高齢者医療に関する条例の……。

――午前10時30分 黙祷――

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長、招集挨拶の途中ですが、本日は昨年起きました県消防防災ヘリコプター墜落事故から1年目に当たります。亡くなられた隊員に哀悼の意を表するため、ただいまから1分間の黙祷を行います。

全員御起立ください。

（全員起立）

黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。

御着席ください。

（全員着席）

茂木町長、招集挨拶を再開してください。

○町長（茂木祐司君） それでは、続けます。

7 件目の御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、国民健康保険法等の一部改正に伴い高齢者の医療の確保に関する法律に追加条項が生じたため、その部分を準用している本条例の一部を改正するものです。

8 件目の御代田町指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準等に関する条例の制定案は、介護保険法の一部改正により居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることとなりましたので、これまで運用していた県の準則のとおり町の条例を新たに制定するものです。

9 件目の御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例と、10 件目の御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正は、これらの基準を定める厚生労働省令がそれぞれ一部改正されたため、2 つの条例の関連部分を一部改正するものです。

11 件目の御代田町保健センターの設置に関する条例の一部改正は、役場新庁舎に併設となる新たな保健センターの位置を変更し、貸館等を廃止するものです。

12 件目の御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の基準を定める政令が一部改正されたため、本条例の関連部分を一部改正するものです。

13 件目の御代田町保育料徴収条例の一部改正は、国が進めている幼児教育の段階的無償化等の一環として、平成30年度は低所得者及びひとり親家庭等に対する認定こども園の保育料の一部を軽減することとなりましたので、本条例の関連部分を一部改正するものです。

平成30年度当初予算案11件の主な内容につきましては、平成30年度は、第5次御代田町長期振興計画、御代田町総合戦略を着実に推進するとともに、引き続き、「豊かな自然環境の町」、「子育てしやすい町」、「健康で安心して暮らせる町」を柱に「住んでみたくなる魅力あるまちづくり」に向けて取り組みを強めていくこととして当初予算を編成しました。

一般会計の予算額は59億1,643万円で、前年度に比べ13億6,706万円、18.8%の減少となっています。

主な歳入では、町税22億3,576万円を計上し、前年度に比べ1,634万円の減となっています。国や県の経済政策により景気は緩やかな回復基調が続いているとされていますが、先行きの不透明感がぬぐえません。企業の業績に大きく左右されますが、法人町民税を前年より約1,300万円の増と見込み、個人町民税に

については500万円の減での計上となっています。

また、固定資産税は、評価替えの影響から約2,300万円の減と見込んでいます。

地方交付税は、平成30年度地方財政計画では、交付ベースで16兆円が確保されています。前年比マイナス2.0%となっており、また、算定方法が変更となることから過大に見込まず、前年予算額と同額を計上しました。

社会資本整備総合交付金7,440万円や障害者自立支援給付国庫負担金7,315万円などを計上した国庫支出金では、平成29年度まで実施された臨時福祉給付金給付事業補助金が皆減となったため、9,267万円の減となっています。

また、車庫棟などの第2期工事を予定している役場庁舎整備事業の財源として庁舎建設基金からの繰り入れなどを計上した繰入金では、8億9,144万円の減、同じく庁舎整備事業や道路事業などの借り入れを計上した町債で4億40万円の減となっています。

主な歳出では、役場庁舎整備経費1億5,072万円をお願いしました。都市再生整備計画事業として、久能梨沢線、塩野御代田停車場線、南浦3号線のほか道路改良事業費1億8,203万円、社会資本整備総合交付金事業として、橋梁修繕事業と道路修繕工事費1億10万円、町単独の道路新設改良事業としては、神社線、辰巳畑岩下線、八加倉南浦線、六反1号線を予定しています。

また、御代田フォトフェスティバル関係経費では、駐車場の整備工事費2,770万円、フェスティバル負担金として650万円などを計上しました。

このほか施設の老朽化に伴い、地域福祉センターや雪窓保育園の施設改修工事、中学校音楽室へのエアコンと教室への天井扇の設置工事などをお願いしました。

特別会計については、9特別会計で総額37億5,998万円と前年に比べ1億5,280万円、3.9%の減少となっています。

塩野地区の下水道施設工事費の計上などにより、公共下水道事業特別会計が増額となっていますが、都道府県が市町村とともに共同運営することとなった国民健康保険事業勘定特別会計では、予算の枠組みが変わったことに伴い大きく減額となっています。

また、公営企業会計の御代田小沼水道事業会計は、老朽化が進んでいる西軽井沢

地区の配水管敷設や遠方監視装置システムの設置工事の計上により、大きく増額となっています。

平成29年度補正予算案6件の主な内容につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第7号）の概要は、歳入歳出総額からそれぞれ2億5,577万円を減額し、合計76億9,719万円とするものです。

主な歳入は、借入可能額が増加した役場庁舎整備事業債を1億2,770万円増額し、役場庁舎整備基金繰入金を1億5,128万円減額、事業費の見込みや確定による国・県支出金や町債の増減、財政調整基金繰入金の減額などを計上しています。

主な歳出は、庁舎建設工事費2,358万円、地方創生拠点整備交付金事業費4,047万円、経済対策分臨時福祉給付金748万円をそれぞれ減額し、実績により予防接種等医師委託料212万円と処理量の増加に伴い一般廃棄物処理委託料393万円を増額計上しました。都市再生整備計画事業経費では、事業の確定見込みにより工事費や用地購入費で9,350万円の減額のほか、社会資本整備総合交付金事業として実施している橋梁修繕事業において測量設計や工事費など事業費の確定に伴う減額を計上しました。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など4会計において、合計1億614万円の減額補正を計上し、公営企業会計である御代田小沼水道事業会計は、職員人件費の増額を計上しました。

報告事項の1件につきましては、平成30年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告です。やまゆり工業団地の未整備部分についての測量設計委託料として300万円を計上し、2月19日に開催された理事会の議決を得ています。

人事案の1件につきましては、現在、当町には4名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されていますが、そのうち1名の任期が本年6月30日をもって満了となりますので、新たな委員を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます。第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第3号 専決処分事項の報告について（平成29年度

御代田町一般会計補正予算第6号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第3号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第3号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年3月5日 提出

御代田町長 茂木祐司

5ページをお願いいたします。

専第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集す
る時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

平成30年2月19日 専決

御代田町長 茂木祐司

記としまして、平成29年度御代田町一般会計補正予算（第6号）についてでご
ざいます。

予算書の1ページをお開きください。

平成29年度御代田町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,296万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

はじめに歳入でございます。款 1 8 繰入金項 1 基金繰入金、補正額 5,000 万円でございます。財政調整基金の繰入金 5,000 万円となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳出になります。款 2 総務費項 1 総務管理費、補正額は 5,000 万円の増額でございます。これは 2 月 8 日付、全員協議会で報告させていただきました、町が代替用地として提供した土地における原状回復に係る経費の補正でございます。

撤去工事 1,600 万円、撤去後の埋め戻し経費に係る補償料としまして 3,400 万円でございます。

説明は以上となります。よろしく御承諾をいただけるようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小井土哲雄君） 挙手全員であります。よって、議案第 3 号専決処分事項の報告については、原案のとおり決しました。

―――日程第 6 議案第 4 号 御代田町世代間交流施設の

指定管理者の指定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 6 議案第 4 号 御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第4号 御代田町世代間交流施設の指定管理者の指定について。

下記の者を御代田町世代間交流施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補者、7件ございます。

1、一里塚地区世代間交流センター、位置については記載のとおりでございます。
候補者、一里塚区。

2、広戸地区世代間交流センター、候補者、広戸区。

3、塩野地区世代間交流センター、候補者、塩野区。

4、向原地区世代間交流センター、候補者、向原区。

5、小田井地区世代間交流センター、候補者、小田井区。

6、清万地区世代間交流センター、候補者、清万区。

7、児玉地区世代間交流センター、候補者、児玉区。

指定期間でございますが、平成30年4月1日から平成35年――2023年3月31日の5年間でございます。

平成30年3月5日提出、御代田町長でございます。

こちらの、現在、指定管理者である各区は指定管理期間内において特に問題もなく適切に管理を行っております。施設の性格上、各区において管理することが事業効果が期待できるため、継続して候補者を選定します。

説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(小井土哲雄君) 挙手全員であります。よって、議案第4号 御代田町世代間交

流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の

変更に関する協議について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第7 議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

地方自治法の規定により、平成30年4月1日から白馬山麓環境施設組合が名称を白馬山麓事務組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書9ページの新旧対照表をご覧ください。下のほうにアンダーラインが引いてございますが、長野県町村公平委員会はそこにありますとおり56の団体で共同設置されております。このうち白馬山麓環境施設組合の名称が4月1日から白馬山麓事務組合に変更となるため、全ての構成団体におけるそれぞれの議会の議決が必要となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成30年3月5日 提出

御代田町長

本条例の一部改正につきましては、本年度の長野県人事委員会勧告に準じまして、改正の施行日、適用日ごとに4条立てとし、一般職の給与条例を一部改正するものです。

議案書11ページでございます。

第1条につきましては、給料表について昨年4月1日から、勤勉手当につきましては昨年12月1日から、それぞれ遡及適用となるもので、議案書の18ページ、申しわけございませんが、下の4条立てとなっております、新旧対照表と議案文、行ったり来たり、これからしてしまいますが、御承知おき、御理解をお願いしたいと思います。

議案書18ページの新旧対照表のとおり、第30条第1項第1号につきましては、昨年12月1日の基準日からそれぞれ在職している職員の勤勉手当の率を100分の10月引き上げるものです。そこにごございます特定幹部職員とは5級の課長補佐級及び6級の課長級の職員のことでございます。

同条同項の第2号は、再任用職員の勤勉手当の率を100分の5月引き上げるものです。ただし、附則13号によりまして、55歳に達した日後における5級、6級の職員の勤勉手当についてはこの規定にかかわらず、100分の1.275月に減額しておりましたが、そのうち100分の0.15月を引き上げるものです。

議案書19ページから23ページの新旧対照表につきましては、給料表の全ての号俸について平均月額で562円、0.14%引き上げるものでございます。

議案書15ページ、中段のところの第2条でございます。

こちらにつきましては、本年4月1日から施行となるもので、平成30年の扶養手当の改定及び平成30年以降の勤勉手当について6月期を0.05月引き上げ、

12月期の勤勉手当を同じく0.05月引き下げて調整するものです。

議案書24ページ、ご覧いただきたいと思えます。

こちらの新旧対照表の下のほうにございますとおり、配偶者の扶養手当は月額1万3,000円から1万円に引き下げとなります。この扶養手当は1人当たり月額6,500円から8,000円に逆に引き上げとなります。父母、孫等は6,500円のまま据え置くものです。

また、議案書27ページでございます。

こちらの下のほうでございますが、こちらの新旧対照表のとおり6月期、12月期とも勤勉手当の率を100分の90月に統一するもので、年間支給率の1.8月の増減はございません。

議案書16ページにお戻りいただきまして、中段、ちょっと下側の第3条でございます。こちらにつきましては、平成31年4月1日から施行となるもので、配偶者の扶養手当は月額1万円から6,500円に段階的に引き下げとなります。逆に、子の扶養手当は1人当たり月額8,000円から1万円に段階的に引き上げとなります。父母、孫等は6,500円のまま据え置くもので、新旧対照表につきましては議案書29ページでございます。その上段がその改正の部分の金額のところになっております。

申しわけありません、議案書16ページへお戻りいただきまして、16ページの一番下になります。

第4条、17ページにかけまして、こちらにつきましては町独自の改定でございます。役場新庁舎の業務開始日でございます本年5月7日から施行とするもので、宿日直における業務量の増加のため、宿日直手当の額を1回当たり4,200円から5,000円に約19%引き上げるものでございます。

新旧対照表につきましては、議案書29ページの下段のとおりです。

議案書17ページ、申しわけございません、お戻りいただきまして、附則につきましてはそれぞれの改正後の施行日及び遡及適用日を定めているものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の

給与に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

こちらにつきましても、本年度の長野県人事委員会勧告に準じまして改正の施行日ごとに2条立てとし、常勤特別職の給与条例を一部改正するものでございます。

議案書31ページの第1条につきましては、常勤特別職の期末手当について、昨年12月1日から遡及適用となるもので、議案書32ページの新旧対照表の上段のとおり、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

同じく議案書31ページの第2条につきましては、常勤特別職の期末手当について本年の4月1日から施行となるもので、議案書32ページ下段のほうの新旧対照表のとおり、本年6月期の期末勤勉手当を0.025月引き上げて1.575月とし、12月期の期末手当は逆に0.025月引き下げて1.725月として調整するものでございます。

年間支給率の3.3月の増減はございません。

附則につきましては、それぞれ改正後の施行日、遡及適用日を定めているものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第10 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、こちらも本年度の長野県人事委員会勧告に準じまして改正の施行日及び適用日ごとに2条立てとし、議会議員の報酬等の条例を一部改正するものでございます。

議案書34ページの第1条につきましては、議会議員の期末手当について昨年12月1日から遡及適用となるもので、議案書、次の35ページ上段の新旧対照表のとおり、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

同じく議案書34ページの第2条につきましては、議会議員の期末手当について、本年4月1日から施行となるもので、議案書35ページ下段の新旧対照表のとおり、本年6月期の期末手当を0.025月引き下げて1.575月とし、12月期の期末手当は0.025月同じく引き下げまして、1.725月として調整するものでございます。こちらも年間支給率3.3月の増減はございません。

附則につきましては、それぞれ改正後の施行日及び遡及適用日を定めているものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

(午前 11 時 01 分)

(休 憩)

(午前 11 時 10 分)

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第 11 議案第 9 号 御代田町役場の位置を定める条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 11 議案第 9 号 御代田町役場の位置を定める条例の
一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長（荻原 浩君） 議案書 36 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 御代田町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例案について、
別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、議案書 38 ページの新旧対照表のとおり、役
場新庁舎の業務開始日 5 月 7 日に合わせまして、新たな役場の位置を大字馬瀬口
1794 番地 6 に改めるものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 12 議案第 10 号 御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 12 議案第 10 号 御代田町防災行政無線設備の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書39ページをお願いいたします。

議案第10号 御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、役場新庁舎への設備移転のため、施行日ごとに2条立てとし、本条例を一部改正するものでございます。

議案書40ページの第1条では、新庁舎の業務開始に備えて本年5月3日に移動系の防災行政無線であります基地局(現庁舎)でございますが、これと陸上移動局、車載型と携帯型を廃局します。これにかわる無線設備として、免許及び条例設置不要のIP無線機——NTTドコモ社のものですが、こちらを現在も併用しておりますので、廃止後につきましてはこちらが移動系の主流となります。

この移動系の廃局に合わせまして、現在の固定系の防災行政無線の親局、遠隔制御器、屋外拡声支局66カ所でございます。個別受信機67カ所でございます。この設置場所や業務及び運用等を整理するものでございます。

議案書40ページ、第2条につきましては前の議案のとおり役場新庁舎での業務開始日に合わせまして5月7日に親局のほうの位置を変更するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第11号 御代田町介護保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第13 議案第11号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書45ページをお願いいたします。

議案第11号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

改正理由でございます。御代田町介護保険事業計画の見直しにより、第7期の介護保険料の改正に伴い、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、介護保険料の基準月額は今現在の第6期が5,160円でしたが、第7期は4,610円に設定し、平均10.66%の引き下げとなります。介護保険料は所得に応じて負担していただくこととなりますので、9段階に分かれています。介護保険事業計画の見直しによる段階ごとの改正につきましては、47ページ、新旧対照表を御参照ください。こちらの第6条中、第5号が基準月額でございまして、6万1,920円を5万5,320円に改めるものでございます。

46ページは改正文でございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は平成30年以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。

確認という意味でお伺いします。このたびの介護保険料率の値下げは、今、冒頭の町長の挨拶にもありましたけれども、第6期の介護予防事業の成果の結果と、これまでの成果の結果ということで非常にありがたいことということで理解したいと思っておりますけれども、この改正の約10.6%の引き下げに伴って、これを改正しなかった場合の30年度の現額の金額とそれから改正後の10%、それがそのままリンクするとはちょっと思いませんのでどのぐらいの差額が出るのか。そして、その現額につきまして、もし財源の補填はどのようにするのか、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

当町は先ほども説明いたしましたけれども、第7期介護保険事業計画の保険料を基準月額4,610円と10.66%引き下げております。

今、御質問の第6期の基準月額5,160円を下げずに、この30年度の予算に計上した場合の差額でございますけれども、高齢者も伸びておりますので、約2,800万円となります。その不足分でございますけれども、7期中の3年間につきましては、介護保険基金8,000万円を取り崩しまして、不足分に充ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 理解いたしました。確認ですが、この8,000万円の基金の繰り入れによって、この第7期はこの見通しでやりたいということでございますね。わかりました。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第12号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第12号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書48ページをお願いします。

議案第12号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

改正理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正する法律の施行に伴いまして、後期高齢者の医療の確保に関する法律に追加する条項があるため、御代田町後期高齢者に関する条例の一部を改正するも

のでございます。

改正概要でございますが、国民健康保険の被保険者が県外から御代田町の介護施設等に住所を移した場合、従来の従前の県外の住所地が保険者となる住所地特例があります。しかし、被保険者が75歳以上になり後期高齢者になると、住所地特例が引き継がれず、保険者は現在の住所である御代田町になっていました。本改正によりまして、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療保険でも引き継がれることになりました。このため、県外から御代田町の介護保健施設等に入られた方が75歳になっても従前の住所地が保険者となります。

46ページは改正文でございます。

なお、50ページは新旧対照表ですので御参照ください。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び
運営の基準等に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書51ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

制定理由でございますが、平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化の観点から市区町村における介護支援専門員の支援を充実することを目的とし、

平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されます。これに伴い、条例を制定するものでございます。

52ページからは、御代田町指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準等に関する条例案でございます。

第1条は趣旨でございます。申請者の要件並びに従事者及び運営に関する基準について定めるものでございます。第2条は定義、第3条は申請者の要件、第4条は基本方針として利用者が可能な限り能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること、公正・中立に行われること等が示されております。

53ページからは主なものを説明します。

第5条は介護支援専門員の設置、第6条は管理者について定めており、常勤の管理者、主任介護専門員の設置についてでございます。

54ページの第8条はサービス提供拒否の禁止、第9条はサービスの提供が困難である場合の措置でございます。第10条は受給資格等の確認。

55ページに参りまして、第12条は身分証明書、第13条は利用料等の受領、第14条は基本的な取り扱い方針。

56ページに参りまして、第15条の基本的な取り扱い方針については、56ページから60ページまで定めております。

61ページの第19条は管理者の責務、62ページの第20条は運営規定、63ページの第25条は秘密の保持等、64ページの第29条は事故発生時の対応等が示しております。

66ページの附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第18号の2の規定については平成30年10月1日から施行する。

2、平成33年3月31日までの間は第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項の規定にする管理者とすることができる。

説明は以上です。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第16 議案第14号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 議案第14号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書67ページをお願いします。

議案第14号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものです。

改正理由ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

主な改正概要は、次の3点でございます。

まず1つ目は、生涯福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後デイサービスの指定を受けた事業所であれば、協働型、地域密着型、通所介護の指定を受けられるものとし、基準を設定しております。

2つ目は、地域密着型施設系サービスにおける身体拘束等の適正化を図るための措置の文言の追加でございます。

3つ目は、日常的な医療管理やみとり、ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設である介護医療院の文言の追加でございます。

68ページから74ページは改正文でございます。

なお、77ページからは新旧対照表ですので御参照ください。

76ページ、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

(6 番 井田理恵君 登壇)

○ 6 番 (井田理恵君) 議席番号 6 番、井田理恵でございます。

1 点、介護医療院という新たな定義の施設が新しく出てまいりましたので、この定義につきましては条例の中を見ましても具体的なことがあまり示されておりませんので、少し追加補足の説明をお願いしたいと思います。そういう意味では、これから出てくる言葉ですので、こういった場で少し確認をしたいと思います。

それから、こういう介護医療院とは、当町のほうにはまだ該当はないと思うんですけど、その辺の確認もお願いします。

○ 議長 (小井土哲雄君) 古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○ 保健福祉課長 (古畑洋子君) お答えいたします。

介護医療院でございますけれども、今後、増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れやみとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護保健施設でございます。長期療養を目的とした施設となっております。

開設主体でございますけれども、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人となっております。当町はまだそういった動きはございません。

以上です。

○ 議長 (小井土哲雄君) 井田議員。

○ 6 番 (井田理恵君) 終わります。

○ 議長 (小井土哲雄君) ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 7 議案第 1 5 号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第15号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書105ページをお願いします。

議案第15号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

改正理由でございますが、こちらも地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴うものでございます。

主な改正概要でございますが、次の2点でございます。

まず1つ目でございますが、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所事業における身体拘束等の適正化を図るための措置の文言の追加でございます。

2つ目でございますが、日常的な医学管理やみとり、ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設である介護医療院の文言の追加でございます。

106ページ、107ページは改正文でございます。

なお、108ページからは新旧対照表ですので御参照ください。

107ページの附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 18 議案第 16 号 御代田町保健センターの設置に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 18 議案第 16 号 御代田町保健センターの設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 114 ページをお願いします。

議案第 16 号 御代田町保健センターの設置に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出します。

改正理由でございますが、御代田町保健センターの移転に伴い、位置を改め施設の貸し出しについて改めるための改正でございます。

改正概要でございますが、御代田町保健センターの位置を御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6 に改め、集団指導室、集会室等を廃止することに伴う規定の整備でございます。

115 ページは改正文でございます。

なお、116 ページからは新旧対照表ですので御参照ください。

附則でございますが、この条例は平成 30 年 5 月 7 日から施行する。

説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 19 議案第 17 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 19 議案第 17 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大塚消防課長。

(消防課長 大塚紀明君 登壇)

○消防課長(大塚紀明君) 議案書の118ページをご覧ください。

議案第17号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

改正理由でございますが、御代田町消防団員等公務災害補償条例は国の非常勤消防団員等公務災害補償条例に定められております。このたび、国の条例改正によりまして改正するものでございます。

内容につきましては、120ページから122ページの新旧対照表をご覧ください。

主な改正は、121ページ、第5条2項、区分ごとに基礎額が分かれておりましたが、2つの区分になって基礎額となっております。

附則としまして、施行日、この条例は平成30年1月1日から施行する。経過措置等でございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第18号 御代田町保育料徴収条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第20 議案第18号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小山町民課長。

(町民課長 小山岳夫君 登壇)

○町民課長(小山岳夫君) 議案書の123ページご覧ください。

議案第18号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正するについて、別紙のとおり提出するもの
でございます。

平成30年御代田町長ということです。

町長の挨拶にありましたとおり、国は子ども・子育て支援策充実のため、段階的
に幼児教育の段階的無償化、これを実施しているところでございます。

平成30年度においては、別表第1、認定こども園の一覧表になりますけれども、
そのうちの第3の2、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下——これがど
ういうことかといいますと年収360万円以下が目安になってまいります、のひと
り親家庭以外の保育料を引き下げるという内容でございます。

124ページをご覧ください。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案。

御代田町保育料徴収条例の一部を次のように改正するという事で、改正金額に
つきましては、125ページ、新旧対照表をご覧くださいとわかりやすいかと思
います。

表の右側中段が改正額、アンダーラインを引いてある部分が改正対象の額となっ
てまいります。括弧づきの数字につきましては、第2子ということでございます。
括弧づきの一番右側の6,300円が左側4,500円に引き下げとなるということ
でございます。括弧のつかない数字につきましては第1子でございます、1万
2,700円が9,100円、大体3割程度の引き下げとなるということございま
す。

附則につきましては、施行期日平成30年4月1日でございます。

施行日前の保育料の徴収については、なお従前の例によるということございま
す。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。今回の改正による保育料軽減の対象人数と軽減の総額についてお聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、町の保育料徴収条例の別表第1とは認定こども園が対象になってまいります。御代田町から通っている幼児がいる認定こども園、これは小諸幼稚園に限られるということになります。小諸幼稚園には4月以降、6名のお子様を通うということになっております。今回、保育料引き下げを行う所得階層のお子様はおりません。したがって、対象者ゼロ、それから軽減額もゼロということになります。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第19号 平成30年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 議案第19号 平成30年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の126ページをお開きください。

議案第19号 平成30年度御代田町一般会計予算案について。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度御代田町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月5日 提出

御代田町長

別冊の当初予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ59億1,643万7,000円と定める。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、本日配付をさせていただきました資料1で御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

平成30年度一般会計当初予算の内容の資料になります。

総額59億1,643万7,000円で前年にくらべまして13億6,706万2,000円、18.8%の減となっております。こちら減少の理由ですが、役場庁舎整備事業の庁舎本体工事が完了したことにより大きく減額となっております。

それでは、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款1、町税でございます。全体で22億3,576万6,000円となっております。

まして、1,634万7,000円の減としてございます。評価替えによる固定資産税の減が要因となってございます。

項1の町民税、8億8,069万円でございます。こちら個人町民税の減税、現年課税分で7億3,040万円、法人町民税の現年課税分で1億5,029万円を計上させていただいております。

項2、固定資産税、10億8,209万2,000円でございます。こちら現年課税分の土地で3億310万円、家屋で4億8,210万円、償却資産では2億8,697万円を計上させていただいております。

項3、軽自動車税、5,125万円でございます。こちら軽自動車、台数の増によりまして370万8,000円ほど増になってございます。

項4、町たばこ税は、1億782万円でございます。まして、減煙傾向にございます状況から408万円の減と見込んでございます。

項5、都市計画税は、1億1,391万4,000円でございます。先ほど固定資産税でも申し上げましたとおり、評価替えによる減ということで96万5,000円の減で見込んでございます。

続いて、款2、地方譲与税から款9の地方特例交付金でございます。こちらにつきましては、長野県の税収等収入見込みを参考に計上をさせていただいております。全体で2,620万円の増と見込んでおります。

款10、地方交付税は、11億8,000万円でございます。まして、普通交付税11億円、特別交付税8,000万円と前年度と同額での計上でございます。

2ページをお願いいたします。

款12、分担金及び負担金、項1の負担金です。9,919万8,000円でございます。まして、こちら保育園料負担金700万円ほど増になっております。比較しまして866万6,000円の増となっております。内容につきましては、保育料負担金で7,944万2,000円、管外保育の負担金517万1,000円などがございます。

款13、使用料及び手数料、項1使用料、6,494万2,000円で、こちら住宅使用料が前年に比べまして518万円ほど減となっております。その影響によりまして687万9,000円の減となっております。主なものとしまして、道路占用料826万円、住宅使用料2,846万円等の収入でございます。

款 14、国庫支出金、項 1、国庫負担金、3 億 5,021 万円の計上でございます。障害者自立支援給付の負担金としまして 7,315 万円、児童手当の負担金として 1 億 8,954 万 8,000 円を見込んでございます。

項 2、国庫補助金、9,905 万 2,000 円で、こちらは前年に比べまして 9,125 万 7,000 円の減と大きく減少になってございます。こちらは昨年 29 年度にございました臨時福祉給付金給付事業補助金が 4,517 万円ほど、社会資本整備総合交付金が 4,594 万円ほど減となつてございます。内容につきましては、子ども・子育て支援交付金で 630 万 3,000 円、社会資本整備総合交付金で 7,360 万 5,000 円を計上させていただいております。

款 15、県支出金、項 1、県負担金、1 億 9,400 万 8,000 円となつてございます。国庫の負担金でも御説明しました障害者自立支援給付負担金で 3,657 万 5,000 円、保険基盤安定事業負担金で 5,606 万 4,000 円でございます。

項 2 の県補助金、8,263 万 6,000 円でございます。こちらにも障害者児医療費補助金として 1,619 万 2,000 円、農山漁村地域整備交付金としまして 734 万 4,000 円でございます。

項 3、委託金、3,934 万 6,000 円でございます。来年度実施をされます長野県知事選挙費の委託金としまして 917 万円でございます。長野県の議会議員選挙は来年 4 月に実施をされるという状況でございます。その準備に当たる委託金として 215 万 8,000 円でございます。

款 17、寄附金では 6,500 万 2,000 円の計上でございます。ふるさと納税寄附金で 6,500 万円を見込んでございます。

款 18、繰入金、項 1 の基金繰入金、3 億 3,088 万 9,000 円でございます。こちら 8 億 9,144 万 6,000 円の減と大きく減少をしてございます。役場庁舎整備事業に充てた整備基金 10 億 4,777 万円の減が要因でございます。来年度につきましては、ふるさと創生基金から繰入金としまして 3,970 万 9,000 円、財政調整基金の繰入金 2 億 150 万円、役場庁舎整備基金繰入金としまして 8,968 万円を計上してございます。

3 ページをお願いいたします。

款 20、諸収入、項 3、貸付金元利収入でございます。456 万 1,000 円で

2,118万6,000円の減となっております。こちら地域総合整備資金の償還金2,105万8,000円が減となっております。それにより大きく減としてございます。

項4、雑入、8,959万8,000円であります。土地改良維持管理適正化事業の交付金1,170万円、消防団員の退職報奨金、こちらが1,333万3,000円の増となっております。

款21の町債です。5億8,870万円を計上してございます。公共施設等適正管理推進事業債としまして1億3,630万円、公共事業等債としまして1億8,840万円、臨時財政対策債2億4,400万円を計上してございます。

続きまして、4ページ、歳出になります。こちらも主なものを説明をさせていただきます。

款2、総務費、項1、総務管理費、8億3,159万7,000円でございます。電算処理のシステム機器の更新委託料としまして2,229万1,000円、役場庁舎の整備経費としまして1億5,072万円、フォトフェスティバルの関係経費としまして3,985万5,000円を計上してございます。

項4の選挙費1,870万8,000円でございます。来年度につきましては先ほど収入でも申し上げましたとおり、長野県知事選挙と長野県議会議員の選挙の経費を計上してございます。町の選挙としましては、御代田町長選挙を予定しております。647万4,000円の計上でございます。

款3、民生費、項1、社会福祉費、8億5,397万8,000円でございます。こちら国民健康保険の特別会計の繰出金等の減額により1,233万1,000円減となっております。そちらの国民健康保険特別会計繰出金資金は1億958万8,000円の計上でございます。地域福祉センターの施設改修事業、こちらも計画してございます。

項2の児童福祉費、7億7,071万円でございます。私立保育所の保育委託料としまして、1億3,941万7,000円、また雪窓保育園の施設改良事業としまして1,786万6,000円を計上しました。

款4の衛生費、項1の保健衛生費でございます。1億6,587万円となっております。佐久広域の第3次医療負担金としまして1,075万5,000円、予防接種の医師委託料3,080万円等を計上させていただいてございます。

項2の清掃費、2億8,506万5,000円でございます。こちら一般廃棄物の処理委託料の増等によるものでございます。1,778万1,000円の増となっております。その一般廃棄物の処理委託料では、8,968万8,000円の計上でございます。新クリーンセンターの整備負担金としまして1,543万6,000円を計上してございます。

款6、農林水産業費、項1、農業費8,544万円の計上でございます。農業次世代人材投資資金としまして450万円、中山間地域直接支払交付金としまして642万3,000円でございます。

項2、林業費1,298万5,000円でございます。有害鳥獣の駆除報償金144万円、林地台帳システムの整備事業としまして1,070万円等を計上しました。

項3、農地費、1億475万6,000円でございます。こちら農山漁村の基盤整備の促進事業としまして1,440万円、土地改良施設維持管理適正化事業としまして1,508万円をお願いしてございます。

5ページをお願いいたします。

款7の商工費になります。9,148万4,000円でございます。町長挨拶にもございましたとおり工業振興奨励補助金で2,617万7,000円の増で計上してございます。このほか、龍神まつりの補助金700万円をお願いしてございます。

款8、土木費、項2の道路橋梁費になります。4億2,770万7,000円でございます。こちら大きな事業としまして、都市再生整備計画事業1億8,203万1,000円、社会資本整備総合交付金事業1億10万円等の計上でございます。

続きまして、款9消防費では2億9,396万4,000円でございます。防火水槽の設置工事としまして、馬瀬口地区の設置工事で800万円、可搬ポンプの購入費で441万2,000円あるいは防災行政無線の新庁舎設備の移設工事としまして1,058万4,000円を計上してございます。

款10、教育費になります。項3、中学校費、7,654万6,000円でございます。こちらエアコン、扇風機の設置事業としまして1,844万5,000円の工事費計上でございます。

項4の社会教育費、1億4,099万7,000円でございます。こちらは複合文

化施設の修繕工事としまして644万8,000円の計上でございます。

款12、公債費になります。9億3,464万6,000円でございます。元金の償還としまして8億9,685万8,000円、町債の利子分としまして3,728万8,000円を計上してございます。

6ページになりますが、予備費は前年同額2,000万円を計上してございます。先ほどの予算書の8ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表 債務負担行為になります。

事項としまして、子ども子育て支援事業計画策定業務、期間は平成30年度から31年度まで、限度額でございますが258万3,000円でございます。30年度予算計上しました81万7,000円と合計した340万円で事業を実施させていただきます。

9ページ、お願いいたします。

第3表の地方債になります。

起債の目的、公共施設等適正管理事業としまして1億3,630万円、こちら役場庁舎の整備事業と地域福祉センターハートピアの改修事業に充てる予定でございます。

続きまして、公共事業等債1億8,840万円でございます。こちらは農山漁村の地域整備交付金事業、都市再生整備計画事業、社会資本整備総合交付金事業に充てさせていただきます。

続きまして、緊急防災・減災事業としまして2,000万円でございます。町単独の道路新設改良事業の一部、また防火水槽の設置工事に充当となっております。

臨時財政対策債は2億4,400万円でございます。起債の方法につきましては証書借り入れまたは証券発行、利率につきましては年4%以内となっております。償還の方法は政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものとする、ただし町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができるものとしてございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時半より再開します。

(午後 0時05分)

(休憩)

(午後 1時30分)

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。池田るみ議員。

(5番 池田るみ君 登壇)

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

4点について、質問させていただきます。

まず、一般会計予算書の27ページ、繰越金、基金繰入金、役場庁舎整備基金繰入金8,968万円を繰入れますが、役場庁舎整備基金の残高が幾らになりますか。

そして、2点目が歳出で62ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費、13020個別施設計画策定委託料215万円の委託内容について、同じ62ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費、15020施設改修工事4,294万1,000円の工事内容について。

4点目は、128ページ、教育費、社会教育費、社会教育総務費、15020複合文化施設修繕工事644万8,000円の工事内容について、4点伺います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから役場庁舎整備基金の残高について御説明をいたします。

平成28年度末で12億8,455万円の残高でございました。29年度整備事業費に繰入れ年度末の基金残高は、4億4,365万円ほどになる見込みでいます。

先ほど池田議員からもございましたが、平成30年度予算においても、整備事業費に8,968万円を繰入れまして、利子分として10万円積み立てる予算の計上となっております。30年度末の基金残高の見込みは、3億5,407万円ほどになる予定であります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、私の方から2点目、3点目の質問に対してお答えをいたします。

まず、個別施設計画策定委託料の関係でございますが、個別施設計画は当町の福祉施設であります地域福祉センターや、やまゆり共同作業所の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画でございます。計画を策定し事業を実施することによりまして、中長期的な維持管理にかかわるコストの縮減及び予算の平準化が図れることができます。

また、平成30年度に実施予定の地域福祉センター大規模改修工事につきまして、公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業を利用をします。このため、個別施設計画策定が必須となっております。計画策定には専門的な知識が必要とするため、委託をしております。

2点目の施設改修工事の工事内容でございますけれども、大規模施設工事、改修工事でございますが、これは地域福祉センターの空調エアコン改修工事としまして、2,400万円、給湯施設改修工事としまして970万円、都市ガス設備工事としまして、920万円となっております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 私のほうから4点目の複合文化施設修繕工事の644万8,000円の工事内容についてお答えします。

こちらは、あつもりホールの舞台機構制御盤の修繕工事になります。舞台の吊り物である緞帳などの上げ下げの動きにおくれが出てきているものがありまして、その作動を管理する制御盤の経年劣化が生じてきたことから、交換修繕を行うものです。

制御盤本体、それから工事費、処分費等の諸経費を含めまして644万8,000円となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 役場庁舎整備基金残高が3億5,407万円ということでありまして、30年度に第2期工事も終了します。今後、この基金はどのようにし

ていかれる考えなのが、1点伺います。

もう1つ、ハートピアの修繕ということで、財源が3,970万円は先ほども課長からありましたように、公共施設等適正管理維持事業債を使うということになっているようですが、普通交付税措置のあるこれもものだという事でありまして、普通交付税の見込み額はどのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

役場庁舎の整備基金の関係になりますけれども、予定といたしますと、平成31年度に現庁舎の取り壊しの業務がとり行われるということになっておりまして、そこへ基金充当をする予定となっております。それ以外につきましては、残額が出るようなことになろうかと思っております。その時点で現在ある基金に積み増しをしていくのか。また、新たなこういった整備基金が必要になるのか、そこら辺を十分検討いたしまして、そういった基金に積みかえをするような手続をとってまいりたいと考えているところでございます。

それと、先ほどハートピアの事業に充てる起債の関係でございます。申しわけございません。こちら普通交付税の措置が実際に役場庁舎と同程度であるものでございますが、計算したものがちょっと手元でございますので、後ほどこちらは御報告させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

先ほどの御質問でございますけれども、充当率につきましては90%、交付税参入率につきましては30%となっております。金額としては1,170万円ほどとなります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 30%の1,070万円程度の交付税見込まれるということだったんですけども、この起債に対しての利率とこの交付税措置の差はどのくらいかというところまではわかりますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

来年度、平成30年度の借り入れにつきましては、現在の予定で行きますと、30年度の末に借り入れをするような状況になりますもので、現状、借り入れの率がどの程度になるかということは、せつかくなところ申し上げられませんもので、御了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、ございますか。荻原謙一議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。

2件の議案に対する質疑をいたします。

1件目ですが、97ページ、款6、農林水産産業費、項3農地費、土地改良施設維持管理適正化事業経費1,508万円の事業概要は、また、土地改良維持管理適正化事業交付金1,170万円が財源として充てられていると思われま

す。歳入の款20諸収入、30ページに計上がされているが、国、または県からの交付金ではないかお伺いします。

2件目です。

ページ、105、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目5、町単独道路新設改良費5,330万円の事業概要は、また、地方債の緊急防災、減災事業債1,200万円が充てられているが、どのような地方債であるかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

まず、1点目の土地改良施設維持管理適正化事業の概要でございます。

この事業は、揚水機、ポンプ場、ダム、頭首工、水門、ため池、用排水路、畑かん施設などの農業水利施設を対象とし、当該施設のポンプ、モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用水路のしゅんせつ、機会等の部品の交換などのように数年から10年に一度行うような施設の大きな整備保証にかかる費用について、全国

土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金を財源とした交付金が長野県土地改良事業団大連合会を經由し、市町村や土地改良区といった実施団体へ交付される仕組みとなっております。この交付金を活用いたしまして、以前から改修要望のありました三ツ谷地区にあります農業用ため池、蛇谷地池の改修工事を実施します。このため池は堤体ののり面が波浪によって浸食され、安全ネット柵や流入水路が老朽化により破損され、機能低下が著しく補修が必要となっているため、ブロック積みネットフェンス設置、しゅんせつ及び取水施設などの整備を行い、長寿命化と安全確保を図るものでございます。

また、1,170万円が充てられている財源についてでございますが、予算書の30ページのとおり、1,170万円は土地改良維持管理適正化事業交付金となっております。この土地改良維持管理適正化事業交付金は、国、県からの補助金や交付金とは異なりまして、荻原議員も御存じかと思えますけれども、全国土地改良事業団体連合会、こちらが管理運営します土地改良施設維持管理適正化資金を財源とした交付金でございます。

全国土地改良事業団体連合会から都道府県団体連合会を經由し、市町村土地改良区といった実施団体へ交付されます。全国土地改良事業団体連合会は、土地改良法により全国及び都道府県レベルで土地改良区、農業協同組合、市町村等の土地改良事業を行う共同組織として設立され、土地改良事業の適正かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進する目的で非営利法人として制度化されている団体でございます。

平成30年度に実施する適正化事業の交付金は、連合会が管理運営するその資金から設計費と工事費を合わせた1,300万円のうち、90%の1,170万円が交付されることとなるため、歳入の款20項4雑入、農林水産業費雑入に計上させていただきました。

交付を受けるに当たりましては、本事業の仕組みにより土地改良施設維持管理適正化資金の資金造成が必要になります。この事業全体の設計工事費1,300万円のうち30%の390万円を拠出金として5年分割で長野県土地改良事業団体連合会へ支払うこととなります。

本事業にかかる1,300万円と拠出金390万円、また10%の工事負担金130万円を合わせると、総額1,820万円になりますが、交付額の1,170万円を充当しますと64%が交付金で賄われることになりまして、実際の支出として

は650万円となります。

説明のほうは以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町単独道路新設改良費5,330万円の事業概要でございます。

新設を計画しております路線は馬瀬口、八ヶ倉地区の県道御代田停車場線から北小学校へ上る八ヶ倉南裏線と小田井地区の御代田浄化管理センター付近の六反1号線になります。両路線とも平成29年度に測量設計、用地取得、物件補償を実施し平成30年度に道路改良工事を計画しております。

八ヶ倉南裏線は道路幅員8.5m、2車線片側歩道、延長60mを予定しております。

六反1号線は、道路幅員5.0mの1車線でございます。全長190mで、平成30年度は86mを予定しております。また、前年度からの継続路線としたしまして、児玉地区の井戸沢処分場向かい側の諏訪神社前の神社線と面替区の湯川にかかる面替橋から下流側に沿った辰己畑岩下線を引き続き改良いたします。神社線につきましては、産業経済課が実施する農業用排水路工事にあわせて、改良工事を実施してまいります。幅員は4.0mで100m予定しております。

辰己畑岩下線につきましては、新クリーンセンターの建設に伴う面替区の要望事項であります道路でございます。道路幅員は3.0mで延長は150mを予定しております。

続いて、地方債の緊急防災減災事業債1,200万円が充てられているこの地方債についてでございます。緊急防災減災事業債は、東日本大震災を教訓としまして、緊急的に実施する必要性が高く、即効性のある防災減災などのための事業のうち、住民の避難、行政、社会機能の維持及び災害に強いまちづくりを資するため、地方単独事業を対象にする地方債でございます。

なお、地方債の充当率でございますが、充当率は100%でそのうちの交付税参入率は70%となっております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原謙一議員。

○2番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。市村千恵子議員。

（ 1 2 番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

6 点ほどお聞きしたいと思います。

予算書の 6 6 ページお願いいたします。

6 6 ページの民生費、項 2 の児童福祉費の説明のほうでいきますと、子育て応援ヘルパー事業委託料ということで、今年度 5 万 4, 0 0 0 円ほど上げられています。町長の召集挨拶でもお話がありましたように、子育て支援を強めていくということで今回新規事業的にお話ありました。

この内容と、それからその下にあります子ども子育て支援計画策定業務委託料ということで、今年度 8 1 万 7, 0 0 0 円、これ来年度と 2 年計画でやっていくというふうなことを先ほど議案上程のときに説明も受けました。この委託の内容について、どういうところに委託していくのかも含めてお願いしたいと思います。

それと、6 8 ページになります。

6 8 ページの説明欄のところの一番下のほうにありますが、認定こども園振興経費ということで、施設方給付費ということで 2 0 0 万が計上されています。保育料徴収条例の保育料減額というところでも、説明を受けたわけですけれども、認定保育園というのが小諸幼稚園のみということなんですけれども。この給付型給付金 2 0 0 万円の内容についてお願いしたいと思います。

続きまして、8 5 ページのほうになります。

民生費、項 2 の清掃費のことですけれども、新クリーンセンターの整備負担金ということで、今年度 1, 5 4 3 万 6, 0 0 0 円が計上されています。これまで、この負担金の総額、整備にあたっての負担金の総額は幾らなのか。町長の召集挨拶にも説明を受けたわけですけれども、新クリーンセンターの整備の進捗状況についてをお願いしたいと思います。

次が 1 0 4 ページになります。

1 0 4 ページの款 8 土木費の目 3 の都市再生整備計画事業費ということでありませけれども、この内容についてをお願いしたいと思います。

また、交付金の状況というのは、どうなっているのか、その点についてお願いします。

次が、同じく104ページです。

その下の社会資本整備総合交付金事業費ということで、橋梁修繕事業経費というのが計上されているわけですが、この橋梁修繕事業経費と道路修繕事業の内容についてを、事業の内容についてお願いしたいと思います。

また、橋梁についての整備率はどの程度になっているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） 町民課が担当しております御質問の1点目から4点目までお答えをさせていただきます。

まず、1点目の66ページ、子育て応援ヘルパー事業委託料5万4,000円の内容でございます。

満1歳未満児のことを法律上乳児と言います。乳児を養育している体調不良や育児不安で援助が必用な保護者に対して、町長が挨拶いたしましたように、家事、育児のヘルパーを派遣する事業を来年度から始めたいということでございます。

本事業は、育児の研修等を受けた方を雇用している社会福祉法人に委託する予定でございます。利用者には、1回1時間につき500円を負担していただきますが、委託先には、このほかに国3分の1、県3分の1、町6分の1の補助金、合わせますと2,500円になります。この2,500円を合わせまして、1時間につき3,000円の委託料を支払うことになっております。

予算を計上させていただきました5万4,000円の内訳でございますが、利用者3名を想定しております、この利用者3名が6時間を利用した場合を想定して、ここに3,000円をかけまして5万4,000円ということになります。

その根拠につきましては、県内で先行してこの事業を実施しております市や町の実績値を参考にしているところでございます。

続きまして、同じく66ページの子ども子育て支援計画策定業務委託料81万7,000円の内容及び委託先ということでございます。

子ども子育て支援事業計画につきましては、現行の計画が平成27年度から31年度の5カ年ということになっております。次回、平成32年度から36年度の計画については、30年度から31年度の2カ年にわたって事業を実施してまい

りたいと、つくってまいりたいということで、先ほど企財課長の提案説明もありましたように、債務負担行為258万3,000円を起こしているところでございます。

30年度につきましては、81万7,000円を計上して、主にアンケート調査等を行って、まず準備作業を進めていくということでございます。

31年度に現行計画の業務評価、計画書作成を本格的に行うということに、そういう予定になっております。委託先については、決まっておられませんけれども、次の計画は地域住民の協働と子ども・子育てに関する地域住民の自主的な提案や行動によって創生させる新たな子育て事業の展開を推進するような計画策定を目指しているということでございますので、子ども子育て施策に関して、高い経験と知識を持つ業社を選定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、68ページ。

認定こども園振興経費の施設型給付費200万円については、全て小諸幼稚園への交付額として見積もっております。

200万円の内訳は、5歳児3名、それから4歳児2名、3歳児1名、小諸幼稚園へ通う合計6名の幼児に対する交付額でございます。なお、一人ひとりの交付額につきましては、世帯所得や第1子、2子の別等によってそれぞれ異なるということで、この積み上げによって200万円となっております。

続きまして、85ページお願いします。

新クリーンセンターの整備費負担金1,543万6,000円につきましては、佐久市・北佐久郡環境施設組合の平成30年度予算で計上している施設設置費と管理運営費の合計額ということでございます。

施設設置費が組合予算で1億7,189万3,000円、このうち御代田町の負担額は6.89%で1,184万3,000円ということになります。管理運営費ですが、組合予算7,377万2,000円のうち、御代田町の負担額は4.87%、359万3,000円ということになり、施設設置費、管理運営費の合計が御代田町一般会計当初予算に計上した1,543万6,000円ということになるわけでございます。

新クリーンセンターの30年度予算総額は2億4,566万5,000円です。施設設置費は先ほど申し上げましたように、1億7,189万3,000円、このうち

の約73%、1億2,553万2,000円が本体工事及び付帯工事費ということで、30年度の予算につきましては、建設工事費主体の予算編成ということが出来るわけでございます。

次に、過去に新クリーンセンター整備に費やした費用でございますけれども、平成26年から29年度までの決算及び決算見込み額の合計は、1億530万5,499円ということになっております。これに平成30年度予算、約1,500万円を加えますと約1億2,000万円ほどになるということになります。

整備の進捗状況でございます。現在、土地の造成工事を完全に終えているという状況でございます。この3月26日に本体工事の起工式を執り行い、以後2年8カ月の歳月を要しまして、平成32年11月に本体工事終了ということになります。

翌平成32年12月に新クリーンセンター創業開始ということになっておりまして、工事につきましては、順調に恐らく推移するというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

都市再生整備計画事業費の道路改良工事費1億6,902万円の内容と交付金の状況でございます。

豊昇地区世代間交流センター南側の久能梨沢線、役場現庁舎西側からエコールみよたまでの塩野御代田停車場線、役場新庁舎北側の南浦3号線の3路線を計画しております。

久能梨沢線につきましては、道路幅員9.0m、2車線の片側歩道で延長250mでございます。

塩野御代田停車場線は、道路幅員12.0m、2車線の両側歩道100mを予定しております。

南浦3号線につきましては、道路幅員12.0m、2車線の両側歩道、250mを計画しております。

交付金の状況としまして、平成28年度当初の国土交通省交付金の内示率は、要望額の約30%という厳しいものでございましたが、平成29年度につきましては、

78%と想定を超える内示率となりました。このことから、平成30年度に予定しておりました久能梨沢線につきましては、29年度に計画を前倒しをして、現在実施をしているところでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業費の橋梁修繕事業経費、道路修繕事業経費の内容と交付金の状況、並びに橋梁の整備率についてお答えいたします。

橋梁修繕事業経費の内容でございますが、しなの鉄道をまたぐ橋梁が3橋ございます。馬瀬口地区の源平橋、駅軽井沢寄りにあります栄橋、向原地区にあります向原橋の3橋の近接目視点検と、西軽井沢区内のゴルフ練習場北側、国道18号付近にあります千ヶ滝湯川用水をまたぐ大谷地橋の補修工事を予定しております。

道路修繕事業経費の内容でございますが、水原地区、しなの鉄道のガードをくぐりY字路を西軽井沢方面へ向かいます七口線の道路拡幅計画に伴う測量設計を予定しております。

また、平成26年度に実施いたしました路面性状調査のデータに基づきまして、特に舗装の状態が悪く改築等を要すると判定された路線の舗装構造評価の業務を行います。舗装構造評価は29年度にも実施しております。平成30年度はB&G前の大林1号線、向原地区世代間交流センター付近の雪窓向原線などの舗装の修繕工事を予定しております。

ただ、交付金の状況につきましては、橋梁につきましては、国土交通省の交付金の内示率は要望額の44%程度でございます。

舗装の修繕に関する事業につきましては、県下でも要望額の約35%程度というちょっと低い水準でございますので、交付額に合わせた延長で実施していきたいと考えております。

橋梁整備率でございます。平成29年度に2橋の補修工事が完了する予定となっております。町が管理する橋梁57橋のうち、平成29年度末では、健全な橋梁を含めまして42橋が完了となりまして、整備率は約74%になる見込みとなっております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） すみません。子育てヘルパーという事業とか、それから先ほど通告があれなんですけれども、子育て支援ということで、このタクシー事業とかもやるっていうことだったんですけど、その担当というのは、子どもに関する今回

施策する部分というのは、1窓口というか、またいでしまうんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） 子育て施策がほかの課にまたがって、今回は展開していくということになりますので、ヘルパーの派遣事業につきましては、町民課で担当いたしまして、産後のケアにつきましては、保健福祉課、それからタクシー助成事業につきましては、企画財政課という所管になっております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。

タクシー券の助成事業関係ですけれども、現庁舎で4月末から5月のゴールデンウィーク前までは、企画財政課のほうで担当をさせていただくようになります。

ただし、新庁舎に移転したところで、タクシー助成事業についても、保健福祉課で担当するような形になりますので、よろしくお願ひしたいかと思ひます。どうしても、企画財政課が2階の庁舎になるといったところで、高齢者の皆さん1階で全て対応できるようなところ、そのように措置をさせていただきたいというふうにお願ひしております。よろしくお願ひします。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。

2点ほど質問したいと思ひます。

予算書の46ページです。

フォトフェスティバルの関係経費3,985万5,000円のうち、駐車場整備等を除きます実績をきょうも町長からもお話が御挨拶がありましたけれども、関係経費、負担金650万円の事業費のこれ自体の金額にしては、これということでございますけど、アマナとの実質運営費の按分率などを教えてください。

それから117ページの教育費、教育総務費367万9,000円の主な減額要因を教えてください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、30年度当初予算のフォトフェスティバルの関係事業の関係でお答えをさせていただきます。

フォトフェスティバルの負担金として650万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、全て全額町の支出ということになります。アマナの予算としますと、協議の中で現在いろいろ話をしているところでございますけれども、旧メルシャン軽井沢美術館の整備事業で約5,000万円、また写真展示等フェスティバルの関係経費として3,000万円ほどの支出を予定していると。このように聞いております。

その内訳については、まだ明確にさせていただいてはおりませんが、町の予算650万円のほかにアマナさんのほうで支出をその程度予定しているというように聞いているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長(小井土哲雄君) 内堀教育次長。

(教育次長 内堀岳夫君 登壇)

○教育次長(内堀岳夫君) それでは、私のほうからは、教育総務費の減額の要因ということですが、まず1つ目が一般職の人事管理経費が前年比で約300万円ほど減額しております。それと印刷製本費が約40万円ほど減額となっております。大きなものはこの2点です。

なお、人事管理経費につきましては、平成29年度は職員3名分で計上してございましたが、現在1名の職員が休職しているため、2名体制となっております。そのため、30年度についても、現状の2名で積算されているため、減額となっております。

なお、教育総務費に限らず、この人件費の部分につきましては、人事異動によっては、今後予算の補正が必要となることもありますので、またその際はお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小井土哲雄君) 井田議員。

○6番(井田理恵君) フォトフェスティバルの事業経費、今年度につきましては、イベントということで650万円ということは、来年度が本フェスティバルということで、大体どのくらいの事業規模というのは、今、今年度の予算を聞いているん

ですけれども、その辺も見込んでことしは何分の1というような、計画を立ててイベントを組み立てるのか、その辺を来年度のことなども含めてお聞きしたいのと、それから本日も御挨拶にありましたけれども、インバウンドツーリズムや、それから写真展示の会場の選定、地域住民を巻き込んだイベントということで予定しているということでございますけれども。昨年、一生懸命やった中で少し反省点などもあったと思うんですけれども、その辺についての650万円の少し根拠というか、そういうのがわかればお願いしたいんですけれども。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） フォトフェスティバルの負担金として650万円の内容でございます。こちらにつきましては、平成29年度までの龍神まつりに対する経費が650万円であったので、同額程度の町の負担ということで考えております。このほかに、現在、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の補助金ですとか、長野県の元気づくり支援金といった交付金も申請をさせていただいているところでございます。

採択となれば、補正予算で対応させていただく予定でございますが、現状、申請中ということで計上はしてございません。来年度以降でございますけれども、こちら基本としては650万円を変えるようなつもりは現状でございません。増えても若干なのかなというところでおります。企業の皆さんの協賛金ですとか、文化庁等の交付金、そちらの獲得を目指して進めていきたいというところでおります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 最後にもう一度、教育委員会と人事総務管理経費なんですけれども。人件費ということですが、今、本来3人のところがということで、今、その分については、計上してないということなんですけれども。業務的には、こういった場合少ない人数で大丈夫なのか。その辺をお聞きしたいと。今年度は計上しなかったということですのでよろしいですか。減額になって、補填というのはいないんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 先ほど、最後に申し上げましたが、また今後人事異動があった場合については、その部分でまた予算の補正のほうをお願いしますということで、現状減っておりますので、足りているわけではないということをお願いしたいと思

います。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第20号 平成30年度御代田財産区特別会計予算案

について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 議案第20号 平成30年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の127ページをお開きください。

議案第20号 平成30年度御代田財産区特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により平成30年度御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。平成30年3月5日提出、御代田町長。

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,274万円5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。平成30年2月1日開催いたしました御代田財産区管理会において、こちらの案件については同意を得てございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入は、財産区有地貸付料、基金の預金利子等の収入で294万2,000円となっております。項2財産売払い収入は科目設定の1,000円の計上です。款2繰入金、項1基金繰入金は財政調整基金からの繰入金で980万円でございます。

款4諸収入、項1雑入は両科目とも科目設定の1,000円の計上でございます。

歳入合計 1,274万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費は委員の報酬ですとか、財産区有地の管理委託料等で1,265万9,000円の計上でございます。

項2款2項1予備費でございます。8万6,000円であります。歳出合計につきましては、1,274万5,000円でございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議題に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第21号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算案

について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 議案第21号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の128ページをお開きください。

議案第21号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により平成30年度小沼地区財産管理特別会計予算を別冊のとおり提出する。平成30年3月5日提出、御代田町長。

次の予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ321万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。こちら平成30年2月1日に開催しました小沼地区財産管理委員会において同意を得てございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。款1財産収入、項1財産運用収入は、管理委

員会土地貸付料と基金の預金利子で1万6,000円の収入でございます。

項2財産売払い収入はこちら科目設定の1,000円の計上です。

款2繰入金、項1基金繰入金は財政調整基金からの繰入金で320万円であります。款4諸収入、項1雑入はこちらともに、科目設定の1,000円の計上でございます。

歳入合計321万9,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

こちら歳出になります。款1総務費、項1総務管理費は委員報酬、土地管理委託料等合計318万6,000円をお願いしております。

款2、項1予備費3万3,000円でございます。歳出合計321万9,000円となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第22号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第24 議案第22号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書129ページをお願いします。

議案第22号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いします。

平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,850万6,000円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の借入の最高額は3,000万円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款項内で、これらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

国民健康保険事業勘定特別会計でございますけれども、平成30年度から財政運営自体が県に移管され、従来、市町村で受けていた国・県支払基金からの交付金を県が受けるため、予算規模は縮小となっております、予算の内容も変わっております。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税は、予算額4億1,919万7,000円で、前年度比1,640万2,000円、3.8%の減でございます。現年度徴収率は95%で算定しております。一般、退職ともに被保険者が減少しているためのものが大きいと思われまます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料。国保税督促手数料としまして20万円の計上でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金は2,000円の計上でございます、療養給付費等負担金は、翌年度に実績報告をして確定となるため、支援措置として過年度分の項目設定でございます。

款4、県支出金、項1、県補助金でございます。こちら制度改正によりまして10億7,807万2,000円で市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と市町村の財政状況や事業に応じて財政調整され、交付される特別交付税交付金でございます。

款 5、項 1、療養給付費交付金は、1,000 円でございます。こちらも時限措置としまして過年度分の項目設定でございます。

款 7、繰入金、項 1、他会計繰入金でございます。1 億 9 5 8 万 8,000 円で、前年度比 1,995 万 2,000 円、15.4%の減でございます。一般会計からの保険基盤安定繰入金と保健指導事業の繰入金が減となっております。

款 8、項 1、繰越金ですが、1,000 万円でございます。

款 10、諸収入、項 1、延滞金加算金及び過料は、100 万 1,000 円、項 2、受託事業収入でございますが、個別健診、個人負担金としまして 14 万円で、こちらは負担金額を 2,000 円から 1,000 円に減額をしております。

項 3、雑入でございます。30 万 3,000 円でございます。

歳入合計でございますが、16 億 1,850 万 6,000 円で、前年度比 3 億 459 万 7,000 円、15.8%の減となっております。

続きまして、4 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1、総務費、項 1、総務管理費は予算額 572 万 5,000 円で、こちら主なものは委託料、通信運搬費でございます。

款 2、町税費でございますが、賦課徴収費としまして、410 万 9,000 円でございます。

款 3、運営協議会費でございます。140 万 9,000 円で、こちらは国民健康保険運営協議会委員報酬でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費でございますが、療養給付費、療養費等で 9 億 2,645 万 7,000 円で、前年度比 1,760 万 9,000 円、1.9%の減でございます。前年度の実績に基づき、一般療養給付費は月で 7,450 万円ほどで試算しております。項 2、高額療養費、1 億 3,254 万 4,000 円で、前年度比 107 万 9,000 円、0.8%の増でございます。前年度の実績に基づき試算しております。項 3、出産育児一時金ですが、840 万 5,000 円でございます。項 4、葬祭諸費は 100 万円でございます。

款 3、国民健康保険事業納付金でございます。こちらにつきましては、制度改正によるものでございまして、4 億 8,067 万 3,000 円となっております。市町村の被保険者数所得水準、医療費水準等を加味した上で、県により示されます。県

が市町村に対して交付する保険給付費交付金の財源とするため、納付金を町が県に納めます。納付金は次の３項となっております。項１、医療給付費は３億２,１０８万３,０００円、項２、後期高齢者支援金等１億１,６３３万円、項３、介護納付金４,３２６万円でございます。

款４、保健事業費、項１、特定健康診査等事業費でございますが、１,０８４万７,０００円、項２、保険事業費でございますが、１,０８４万９,０００円でございます。こちらは保健事業を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等でございます。

款の８、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金でございますが、３０５万３,０００円で、療養給付費、国庫負担金、返還金が主なものでございます。

款１０、項１、予備費は３,４６９万５,０００円でございます。

歳出合計ですが、１６億１,８５０万６,０００円で、前年度比３億４５９万７,０００円、１５.８％の減でございます。

説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２５ 議案第２３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２５ 議案第２３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書１３０ページをお願いします。

議案第２３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法第２１１条第１項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書１ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,549万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の借入の最高額は1億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1、保険料、項1、介護保険料でございます。予算額2億3,609万5,000円で、前年度比1,437万1,000円、5.7%の減でございます。こちらは基準月額としまして、4,610円での算定で普通徴収、現年度徴収率は90%で算定しております。対象者は増加しておりますが、介護保険料の引き下げに伴うものでございます。

款2、分担金及び負担金、項1、負担金でございます。982万5,000円で、前年度比158万6,000円、19.2%の増でございます。介護予防事業の負担金でございます。

款3、使用料及び手数料、項1、手数料でございます。督促手数料として3万6,000円でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金は、1億7,391万5,000円で介護給付費の伸びにより、前年度比1,333万1,000円、8.3%の増でございます。項2、国庫補助金でございます。5,521万1,000円で調整交付金と地域支援事業交付金でございます。前年度比187万4,000円、3.3%の減でございます。こちらは、事業費自体は増えておりますけれども、補助金の上限額が定められ

ているための減となっております。

款 5、項 1、支払基金交付金でございます。2 億 7,133 万 7,000 円で、前年度比 1,028 万 5,000 円、3.9%の増でございます。

款 6、県支出金、項 1、県負担金ですが、1 億 4,320 万 1,000 円で、前年度比 1,024 万 2,000 円、7.7%の増でございます。介護給付費負担金の伸びでございます。項 2、県補助金ですが、931 万 6,000 円で地域支援事業交付金でございます。

款 7、財産収入、項 1、財産運用収入でございます。基金利子としまして、11 万 2,000 円でございます。

款 8、繰入金、項 1、他会計繰入金でございますが、1 億 4,780 万 3,000 円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰り入れでございます。項 2、基金繰入金でございますが、介護給付費の抑制を図るため、第 7 期の 3 年間に基金から 8,000 万円の繰り入れを予定しておりますので、1 年度につき 2,666 万 6,000 円の繰り入れでございます。

款 9、項 1、繰越金は、1,000 万円でございます。

3 ページをお願いします。

款 10、諸収入、項 1、延滞金加算金及び過料は 1 万円、項 2、サービス収入でございますが、196 万円で、要支援 1、2 の方も含めた居宅介護予防支援サービス計画費でございます。件数の増加によりまして、前年度比 41 万 2,000 円の増でございます。項 3、雑入は 3,000 円でございます。

歳入合計でございますが、10 億 8,549 万円で、前年度比 5,309 万 2,000 円、5.1%の増でございます。

続きまして、4 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1、項 1、総務費は予算額 1,485 万 5,000 円でございます。こちら前年度比 261 万 2,000 円、15%の減でございますけれども、第 7 期介護保険事業計画策定完了に伴う減でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが、9 億 7,574 万円で、前年度比 7 億 7,253 万 5,000 円、8%の増でございます。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等が増に伴うものでございます。

款 3、地域支援事業費、項 1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、4,961万7,000円、前年度比533万3,000円、12%の増でございます。こちらは地域包括支援センターの運営経費で、介護予防ケアマネジメントを担う臨時職員の賃金と配食サービス見込み額増に伴う増額が主なものでございます。項 2、介護予防生活支援サービス事業でございます。3億、失礼いたしました。3,892万5,000円で、前年度比436万5,000円、12.6%の増でございます。現行サービスAの増額が主なものでございます。項 3、一般介護予防事業は、213万9,000円でございます。こちら介護予防啓発としまして、介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費でございます。

款 4、項 1、基金積立金は15万円。

款 5、項 1、諸支出金は5万3,000円。

款 6、項 1、予備費は401万1,000円でございます。

歳出合計ですが、10億8,549万円で、前年度比5,309万2,000円、5.1%の増でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第24号 平成30年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 議案第24号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書131ページをお願いします。

議案第24号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございま

す。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,175万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

予算書2ページをお願いします。

歳入歳出予算で御説明します。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料は、予算額1億367万2,000円でございます。被保険者の増加により、前年度比259万9,000円、2.6%の増でございます。普通徴収、現年度徴収率は99%で算定しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、督促手数料で3万円でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金は3,468万円で、事務費、保険規模安定、保健事業費等に対する繰り入れでございます。

款4、項1、繰越金は、5,000円でございます。

款5、諸収入、項1、延滞金加算金及び過料は3万円、項2、償還金及び還付加算金は2,000円、こちらは例年並みでございます。項3、雑入でございますが、334万円でございます。こちら保健事業費広域連合支出金、人間ドックに対する特別調整交付金でございます。

歳入合計でございますが、1億4,175万3,000円で、前年度比287万円、2.1%の増でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は、予算額184万4,000円でございます。こちらシステム保守委託料、通信運搬費の主なものでございます。項2徴収費は、賦課徴収費徴収経費としまして、39万5,000円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金は、1億3,638万6,000円で、前年度比241万4,000円、1.8%の増でございます。

款 3、保健事業費、項 1、検診事業費は 1 6 5 万 2, 0 0 0 円で、後期高齢者の検診委託料でございます。項 2、保健事業費は 1 3 7 万 5, 0 0 0 円で人間ドックの補助金でございます。

款 4、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金は 1 0 万円でございます。

款 5、項 1、予備費は、こちらについては科目設定とさせていただいております。

歳出合計でございますが、1 億 4, 1 7 5 万 3, 0 0 0 円で、前年度比 2 8 7 万円、2. 1 % の増でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書 1 ページをご覧ください。

平成 3 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 5 万 3, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1、県支出金、項 1、県補助金。こちらは償還事務費の 4 分の 3 の補助でございます。本年度予算額 18 万 9,000 円です。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金、一般会計からの繰入でございます。本年度予算額 20 万円でございます。

款 3、繰越金、こちらは項目設定でございます。

款 4、諸収入、項 1、貸付金元利収入 46 万 2,000 円でございます。項 2、延滞金加算金及び過料、こちらは項目設定でございます。

歳入合計、本年度予算額 85 万 3,000 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、住宅費、こちらは口座振替手数料、切手代などの事務費でございます。本年度予算額 27 万 1,000 円です。

款 1、公債費、町債元利償還金でございます。本年度予算額 58 万 2,000 円となっております。

歳出合計、本年度予算額 85 万 3,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（12 番 市村千恵子君 登壇）

○12 番（市村千恵子君） 12 番、市村千恵子です。この住宅新築資金、31 年度末で償還終了ということであるわけですが、30 年度、今年度、予算額にしてもだいぶ 85 万 3,000 円、全体では小さくなってきてはいるんですけども、この未償還の金額と、それから滞納件数、そして滞納の総額。これまでこの事業はなかなか元利償還という部分が小さくて、一般会計からずっと繰り入れを行ってきたわけですが、その一般会計からの繰入総額は幾らになるのか。そして、この事業が 31 年度で償還が終わった場合、その後、どのように町は考えているのか、

その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

本会計の公債費は、貸付先から償還金を財源としておりますが、それだけでは足りないため、不足分について一般会計からの繰越金により補填しているものでございます。

起債の償還が進んでいることに伴いまして、公債費も減少してまいります。平成31年度をもって償還完了となる予定でございますので、それに伴い、一般会計からの公債費のための繰り入れは終了となる予定でございます。

現時点での滞納等の状況でございます。平成29年中の未償還見込みまで含めまして、滞納金額は1億5,937万円で34名でございます。

一般会計からの繰入金の総額につきましては、決算書等により集計いたしますと、平成30年度予算までで2億4,400万円ほどとなっております。

今後の見通しでございます。また、考え方につきましては、償還が完了し会計の規模が小さくなることから、特別会計としての取り扱い、また、未償還金の扱いなど、幾つかの課題がございます。それらにつきまして、近隣自治体の状況等を参考にしながら適正な対応について検討してまいりたいと考えております。

○12番（市村千恵子君） はい。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 特別会計としては、今後どのようにするかということですが、今まで借りていたものに対しての返済というのは、もう31年度で償還は完了するわけですが、借りていた方が返済するというのはずっと続くわけですね。そうすると、そこからの入というのは、特別会計をどうするのかということもありましたけど、特別会計のまま持っていて、そこに入ってきた償還金を今度は一般会計のほうに繰り出すという方向に行くのか、その点ちょっとお聞かせ願いますか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 特別会計をそのままということでございますと、償還で個人ほうから入ってきているものにつきましては、繰り出しという形で一般会計の

ほうへ繰り出すというような形になるかと思えます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第26号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第28 議案第26号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案第26号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億五千六百……（「2万4,000円」と呼ぶ者あり）失礼しました。85億6,000……（「いいねの8億で切るんよ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。8億5,602万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金、項 1、負担金、こちらは受益者負担金、分担金の現年分と繰り越し分でございます。2,418万7,000円。

款 2、使用料及び手数料、項 1、使用料、公共下水道特別環境保全公共下水道の使用料の現年分と繰り越し分でございます。本年度予算額 3億19万7,000円でございます。

款 3、国庫支出金、項 1、国庫補助金、社会資本整備総合交付金で実施しております御代田町浄化管理センターの耐震補強長寿命化工事並びに塩野地区の環境設計業務に並び、環境設計業務及び工事でございます。補助率は50%から55%でございます。本年度予算額 2億3,838万1,000円です。

款 5、繰越金でございます。平成29年度からの見込み額で100万円でございます。

款 6、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、延滞金見込み額といたしまして42万1,000円でございます。項 2、雑入で3,000円、こちら項目設定でございます。

款 7、町債、2億1,980万円でございます。整備事業債と資本平準化債でございます。

歳入合計は、本年度予算額 8億5,602万4,000円です。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、都市計画費、通年の人件費、光熱費、処理維持管理費、浄化管理センターの耐震補強長寿命化工事の費用でございます。本年度予算額 3億1,970万7,000円。

款 2、公債費、項 1、国債費、町債償還の元金と利息でございます。本年度予算額 5億3,531万7,000円。

款 3、予備費でございます。本年度予算額は100万円でございます。

歳出合計、本年度予算額 8億5,602万4,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的、公共下水道事業、限度額 8億2,800万円、失礼しました。限度

額 8,280 万円、資本費平準化 1 億 3,700 万円、合計 2 億 1,980 万円です。
起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。この際、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 03 分）

（休 憩）

（午後 3 時 15 分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

――― 日程第 29 議案第 27 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 29 議案第 27 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案第 27 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,930 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の２ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款１、分担金及び負担金、項１、負担金、平成３０年度修繕工事費の７％と事務費でございます。５５万５,０００円でございます。

款２、使用料及び手数料、項１、使用料、こちらは水洗化戸数１５８戸の使用料でございます。

７７３万１,０００円でございます。項２、手数料、督促手数料の項目設定でございます。

款３、繰入金、項１、特別会計繰入金、一般会計からの繰り入れでございます。２,０７１万８,０００円。

款４、繰越金、平成２９年度からの繰り越しでございます。３０万円でございます。

款６、諸収入、項１、延滞金、加算金及び過料並びに項２、雑入、それぞれ項目設定でございます。

歳入合計、本年度予算額２,９３０万７,０００円でございます。

次の３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１、農林水産業費、項１、農地費、消耗品、光熱水費、維持管理委託費、施設修繕料などがございます。本年度予算額１,１５８万３,０００円でございます。

款２、公債費、町債元利償還金でございます。本年度予算額１,７３７万４,０００円でございます。

款３、予備費、歳入歳出調整額といたしまして３５万円でございます。

歳出合計、本年度予算額２,９３０万７,０００円です。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 30 議案第 28 号 平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 30 議案第 28 号 平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案第 28 号 平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は次のところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,208 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1、使用料及び手数料、項 1、使用料、稼働分 98 基と豊昇世代間交流センター 1 基の、合わせまして 99 基分の使用料といたしまして 541 万 6,000 円でございます。2、手数料、こちら督促手数料等の科目設定でございます。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金、一般会計からの繰り入れといたしまして 666 万 5,000 円でございます。

款 3、繰越金、こちらは項目設定でございます。

款 4、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、こちらも項目設定でございます。

歳入合計、本年度予算額 1,208 万 4,000 円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、衛生費、項1、保健衛生費、施設修繕料、管理委託料、事務費などがございます。597万4,000円でございます。

款2、公債費、こちらは町債の元利償還金といたしまして591万円でございます。

款3、予備費、歳入歳出の調整額といたしまして20万円でございます。

歳出合計、本年度予算額1,208万4,000円でございます。

以上のとおり、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第29号 平成30年度御代田小沼水道事業

会計予算案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第31 議案第29号 平成30年度御代田小沼水道事業

会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案第29号 平成30年度御代田小沼水道事業会計予

算案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成30年度御代田小沼水道事業会計予算を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田小沼水道事業会計予算。

第1条 平成30年度御代田小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

給水件数は住基上の見込み数3,950件。（2）年間総有収水量は送り出した

水道水のうち、実際に使用された料金収入による水量です。74万 m^3 。3、1日平均有収水量は365日で割り返したものでございます。2,027 m^3 。4、主な建設改良工事でございます。上水道改良工事総事業費8,200万6,000円、こちらは主には西軽井沢地区配水管布設工事及び設計業務並びに遠方監視システムの設置工事でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款、水道事業収益1億8,480万7,000円、第1項、営業収益1億6,544万円、こちら主なものといたしまして、水道使用料、消火栓管理料などでございます。第2項、営業外収益1,936万7,000円、基金積立利息、減価償却分の国庫補助金でございます。

支出でございます。

第1款、水道事業料1億8,465万8,000円、第1項、営業費用1億6,788万7,000円でございます。受水費、光熱費、修繕費、防水調査などでございます。第2項、営業外費用1,627万1,000円です。企業債利息、消費税等でございます。第4項、予備費は50万円でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対する不足額の資本的収入収支の差額は1億36万3,000円、損益勘定留保資金として現金の出し入れを伴わない減価償却費を長期前受金戻入のうち、1億36万3,000円で補填するものでございます。収入です。

第1項、資本的収支1,775万6,000円、第1項、企業債はございません。第2項、工事負担金842万4,000円、こちらは新規加入金といたしまして60件を見込んでおります。第3項、補助金933万2,000円、起債償還に対する交付税算入の繰り入れでございます。

支出です。

第1款、資本的支出1億1,811万9,000円、第1項、建設改良費8,255万4,000円、設計委託料と水道管関係の布設工事、メーター購入費でございます。第2項、企業債償還金3,356万5,000円、これまでの起債償還分でございます。第2項、予備費で200万円でございます。

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に

属する債券及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ1,582万2,000円及び932万1,000円でございます。

第5条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。借り入れの予定はございませんが、緊急時の対応とするため限度額のみ定めるものでございます。

第6条 次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与でございます。2,611万1,000円。6ページの総係費の給料、手当、法定福利でございます。

2、公債費で5万円、6ページの総係費の塩野上宿用水組合の会合費でございます。

第7条 たな卸資産の購入限度額は260万7,000円と定める。

7ページの資産購入費、新規ストック分54万8,000円と5ページの需用費のうち、メーター交換分の購入費205万9,000円でございます。

第8条 起債償還のため、一般会計からこの会計で補助を受ける金額は933万2,000円と定める。7ページの補助金、起債償還金に対する交付税算入分でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

平成30年度御代田小沼水道事業予定キャッシュフロー計算書、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの実際の現金の出し入れでございます。

1、業務活動によるキャッシュフロー、原材料、商品またはサービスの購入による支出でございます。

5ページの原水及び浄水費と配水及び給水費、6ページ、人件費を除いた総経費からでございます。7,495万1,000円です。

人件費支出、6ページの総係費のうちの人件費でございます。3,205万円。

その他事業支出、3ページの営業外費用の雑支出といたしまして5万円です。

営業収入です。

3ページの営業収入額が1億6,547万円でございます。

小計でございます。5,841万9,000円でございます。

利息及び配当金の受取額、3ページにございます受取利息及び配当金でございます。

す。662万9,000円。利息の支払額、3ページでございます。支出利息及び企業債取扱諸費といたしまして662万9,000円でございます。

業務活動によるキャッシュフローといたしまして5,245万2,000円、2、投資活動によるキャッシュフローでございます。固定資産による支出、取得による支出、3ページの建設改良費に当たります。8,255万4,000円。

国庫補助金等による収入でございます。

3ページの補助金に当たります。933万2,000円。受益者負担金による収入、3ページの工事負担金に当たり、842万8,000円でございます。投資活動によるキャッシュフローといたしまして、マイナス6,479万8,000円になります。3、財務活動によるキャッシュフローでございます。企業債の償還による支出です。3ページの企業債の償還部分に当たります。3,356万5,000円。財務活動によるキャッシュフローといたしまして、マイナスの3,356万5,000円でございます。支出増加額または減少額でございます。マイナス4,591万1,000円を資金期首残高、9ページの平成29年度流動資産現金預金でございまして、8億5,476万円でございます。資金期末残高といたしまして、12ページの平成30年度流動資産現金預金でございまして、8億884万9,000円となります。平成30年度は、老朽管の布設内工事925m並びに塩野地区リゾートホテル計画にあわせまして下水道工事を実施いたします。下水道工事に合わせて水道管の布設工事を予定しておりまして、工事費等につきましては、内部留保資金から補填して実施してまいります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第32 議案第30号 平成29年度御代田町

一般会計補正予算案（第7号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第32 議案第30号 平成29年度御代田町一般会計補

正予算案（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書137ページお開きください。

議案第30号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度御代田町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。平成30年3月5日提出、御代田町長。

予算書の1ページをお開きください。

平成29年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,577万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,719万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、本日の資料番号3のほうで説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

平成29年度一般会計補正予算内容の歳入でございます。こちら主なものについて御説明をいたします。

款12、分担金及び負担金、項1、負担金321万円でございます。こちら後期高齢者医療の広域連合派遣職員人件費の負担金としまして321万円増額をお願いしております。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、こちら118万5,000円の減額となっております。複合文化施設の使用料で60万円、保健体育施設の使用料で44万7,000円の減です。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金813万7,000円の減であります。

社会保障・税番号制度システムの整備補助金としまして304万7,000円の減額、臨時福祉給付金事業補助金としまして748万5,000円の減額を計上してございます。

款15、県支出金、項2、県補助金では341万6,000円の減額です。新規就農・経営継承総合支援事業補助金で300万円の減であります。

款18、繰入金、項1、基金繰入金2億2,519万4,000円の減額をお願いしております。役場庁舎整備基金繰入金では1億5,128万4,000円の減、財政調整基金繰入金では7,300万円の減をお願いしております。

款21の町債は2,190万円の減でございます。公共施設等適正管理推進事業債で1億2,770万円の増、一般単独事業債で3,410万円の減、公共事業等債で1億1,530万円の減となっております。公共施設等適正管理推進事業債は、これまで県と起債申請に向けて協議をしてきました。借入限度額が職員一人当たり面積での算定から現庁舎の面積での算定でよいということになりまして、1億2,770万円の増となっております。かわりに庁舎整備基金の繰入金を減額してございます。

歳入合計2億5,577万3,000円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

こちら歳出です。主なもの申し上げます。

款2、総務費、項1、総務管理費8,156万8,000円の減額です。庁舎建設工事で2,358万4,000円の減です。測量設計委託料647万円、美術館の改装工事3,400万円の減額、こちらは地方創生拠点整備交付金事業で、あわせて単独分の事業を計上してございましたが、こちら事業を実施しないと、単独分については実施しないということとしまして減額をしてございます。

款3、民生費、項1、社会福祉費982万8,000円の減でございます。要介護高齢者介護慰労金で225万円の減、臨時福祉給付金事業で748万5,000円の減です。ともに実績に伴う減額でございます。項2、児童福祉費410万7,000円の増額をお願いしております。障害児通所給付費80万円、広域保育の委託料として285万3,000円の増額です。ともに転入者による増というものでございます。私立幼稚園就園奨励費補助金176万4,000円の増です。こちら途中入園者がございまして、増額をお願いしてございます。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費 2 4 0 万 8, 0 0 0 円の減額です。一般職の person 費等減額ございましたが、予防接種等の医師委託料 2 1 2 万 4, 0 0 0 円の増額をお願いしております。接種率がよくなったことによる増額でございます。項 2、清掃費 3 0 2 万 2, 0 0 0 円の増です。一般廃棄物の処理委託料で 3 9 3 万 2, 0 0 0 円の増です。こちら可燃ごみの増により、委託料増額をお願いしております。

款 6、農林水産業費、項 1、農業費 6 0 5 万 6, 0 0 0 円の減でございます。新規就農・経営継承総合支援事業補助金 3 0 0 万円の減でございます。そば耕作者の補助金では 2 8 4 万 2, 0 0 0 円の減、こちら天候不順によります実績の減でございます。項 3 の農地費では 7 6 1 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。国土地籍調査事業で 9 7 万 6, 0 0 0 円の減、あと人事異動等によりまして一般職の person 費で 6 4 5 万 1, 0 0 0 円の減となっております。

款 8、土木費、項 2 の道路橋梁費では 1 億 3, 9 9 4 万 5, 0 0 0 円の減でございます。都市再生整備計画事業費で 9, 3 5 0 万円、でまた、社会資本整備交付金事業で 3, 6 0 0 万円の減額でございます。こちら翌年度へ事業を繰り延べした工事、あるいは入札差金等の実績により、減額をしております。

次の 3 ページをお願いいたします。

款 9 の消防費では 6 1 万円の増額をお願いしております。こちら佐久広域連合消防本部費の負担金で 6 1 万円の増額をお願いしております。

款 1 2 の公債費では 1 8 7 万 3, 0 0 0 円の減となっております。支払実績等によりまして利子では減額をお願いしておりますが、町債の償還元金 4 5 万 6, 0 0 0 円の増額をお願いしております。こちら 2 8 年度借り入れで据え置き 1 年償還のものがあつたため、増額をお願いしております。

以上、歳出合計 2 億 5, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

予算書にお戻りをいただきまして、5 ページをお願いいたします。

「第 2 表 繰越明許費」です。

款 2、総務費、項 1、総務管理費、事業名、役場庁舎整備事業で 7, 9 6 1 万 8, 0 0 0 円、財産管理事業で 5, 0 0 0 万円、款 8、土木費、項 2 の道路橋梁費、事業名では都市再生整備計画事業 8, 8 8 0 万円、社会資本整備総合交付金事業 4, 4 4 1 万 3, 0 0 0 円、町単独道路新設改良事業 5 8 5 万 6, 0 0 0 円、以上の

合計 2 億 6,868 万 7,000 円でございますが、それぞれの事業で用地交渉等の時間等が予期せぬ時間かかってしまった等によりまして、平成 30 年度へ繰り越して事業実施をお願いするものでございます。

次の 6 ページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債補正」です。

まず、廃止でございますが、起債の目的、一般単独事業債としまして 3,410 万円を、補正前、借り入れる予定をしてございました。こちらにつきましては、地方創生拠点整備交付金事業の単独分の減額によるもので、補正後、限度額はゼロとしまして、廃止をさせていただくものです。

続いて、変更です。

一般補助施設整備等事業費、限度額 3,350 万円を、補正後、3,330 万円としまして 20 万円の減額をするものです。地方創生の拠点整備交付金事業の減によるものでございます。

2 番目としましては、公共施設等適正管理推進事業 7 億 9,120 万円が補正前、補正後、9 億 1,890 万円で 1 億 2,770 万円を増額するものです。こちら先ほども説明しましたが、役場庁舎整備事業に充てるもので、県、市町村課と協議する中で、借入限度額増により変更をお願いしてございます。

公共事業等債としまして 2 億 9,910 万円、補正前に対しまして、補正後、1 億 8,380 万円と 1 億 1,530 万円を減額させていただきます。都市再生整備計画事業、社会資本整備総合交付金事業の減額、事業費の減額によるものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（6 番 井田理恵君 登壇）

○6 番（井田理恵君） 議席番号 6 番、井田理恵です。

1 点、今ただいま説明ありました拠点整備交付金事業の 3,400 万、美術館改修工事、全員協議会的时候ですか、説明をいただきましたけれども、コーヒー焙煎等のいわゆるインフォメーション棟も含めてのあれですかね、拠点整備交付金とい

うのは、申請がなかったということだったんですけれども、額も大きいですし、非常に残念なんですけれども、これについては、アマナとの話というか、どのように、どのようにというか、話せる範囲で教えていただきたいんですけれども。

濟いません、それで、あとこのような交付金は今ちょっと今回これでアウトになってしまったんですけれども、これは、今年度、しばらくはもうないですよ、多分。ちょっとそこを確認をお願いしたいんですけど。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 拠点整備交付金事業につきましては、国のほうに申請を上げて事業実施をお願いしたところでございますけれども、補助対象として認められなかった部分の事業費がございました。例えば、取り壊しによる工事費等がございますけれども、これにつきましては、アマナと協議をする中で、単独事業費については全てアマナの発注による工事で事業実施をしていきたいということで減額をさせていただきました。

それと、拠点整備交付金事業でございますけれども、現状は28年度に国で事業が予算化されて、それを1年繰り越して29年度で事業ができるような形で予算の計上を国のほうでしていただいていたところなんです。現状においては、こういった拠点整備交付金事業のようなハードだけに使えるものの交付金は現状はないような状況になっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 9番、池田健一郎です。町民課長に申しわけないんですが、事前に通告していなかったんですが、衛生費、清掃費の中の一般廃棄物処理委託料が390万ほどに増えているんですけれども、9月でしたかね、廃棄物のいわゆる雑紙の分類をしたりすることによって、効果が出るんじゃないかというふうな話し合いをした覚えがあるんですけれども、この辺どういうふうなあれでしょう。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、今回の増額補正の分ですけれども、昨年の焼却実績が1,571トンでございました。今年度の予算につきましては、1,500トンで見込んでおりました。結果的に、前年並みの焼却量ということで補正をせざるを得ない状況になったということで、まずは増額理由については御理解いただければと思います。

たしか、6月議会でお答えした内容だと思えますけれども、雑紙の収集につきましては、やはり町として取り組まなければならない課題であると、これが抜き取り調査をいたしましたら約2割くらい、通常出されている可燃ごみの2割くらいがまだ雑紙として、資源ごみとして出せる分であったということですので、それを取り除いていけばかなりの減量化につながるということでお話はいたしました。今年度直ちにという形がなかなかとれなかったんですけれども、来年度予算にその雑紙を収集するための紙袋の予算を計上してございます。4月以降、町民の皆さんに協力を呼びかけて雑紙の収集について力を入れていくということで、来年度については対応してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） わかりました。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

会議規則第9条第2項の規定より、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

―――日程第33 議案第31号 平成29年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第33 議案第31号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書138ページをお願いします。

議案第31号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものがございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,443万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,746万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金は、補正額5,402万6,000円の減額で、交付額変更に伴うものがございます。当初見込みより、療養給付費が伸びていないためでございます。

款4、県支出金、項1、県負担金は、289万2,000円の減額で、高額医療費、共同事業負担金の交付額変更に伴うものがございます。

款5、項1、療養給付費交付金は199万円の減額で、退職医療給付費交付金の交付額変更に伴うものがございます。

款7、項1、共同事業交付金は、5,585万6,000円の減額で、高額医療費、共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金額確定に伴うものがございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金は、保健事業実施に伴う職員の人件費分で、32万8,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費は、補正額 2,148 万 7,000 円の減額で、一般・退職被保険者療養給付費の支出見込み額の減少に伴うものでございます。項 2、高額療養費から款 6、項 1、介護給付費までは財源変更でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金、拠出金額確定によりまして 4,300 万円の減額でございます。

款 8、項 2、保健事業費は、保健事業実施に伴う職員の人件費分でございます、32 万 8,000 円の増額でございます。

款 10、項 1、予備費は、5,027 万 7,000 円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 34 議案第 32 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 34 議案第 32 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 139 ページをお願いします。

議案第 32 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億38万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございます。補正額636万5,000円の増額で、介護給付費国庫支出金変更交付決定によるものでございます。

款5、項1、支払基金交付金は196万6,000円の増額で、地域支援事業交付金変更交付決定によるものでございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金ですが、54万3,000円の減額でございます。介護給付費繰入金は増額となっておりますが、本年度中にシステム改修をしないため、一般経費等繰入金は減額でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、項1、総務費は、補正額97万5,000円の減額で、本年度中にシステム改修をしないための減額でございます。

款2、項1、保険給付費は、600万円の増額で、利用者増に伴う施設介護サービス給付費の増額でございます。

款3、地域支援事業費、項1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センターの経費で37万8,000円の減額でございます。項2、介護予防・生活支援サービス事業費は49万2,000円の増額で、現行相当サービスAの伸びが主なものでございます。

款6、項1、予備費は、264万9,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度御代田町後期高齢者医療特別事業

補正予算案(第 2 号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度御代田町後期高齢者医療特別事業補正予算案(第 2 号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書 1 4 0 ページをお願いします。

議案第 3 3 号 平成 2 9 年度御代田町後期高齢者医療特別事業補正予算案について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書 1 のページをお願いいたします。

平成 2 9 年度御代田町の後期高齢者医療特別事業補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 5 3 9 万 8, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 1、項 1、後期高齢者医療保険料でございます。補正額は、新規被保険者増加に伴いまして 2 0 2 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いします。

款 2、項 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額は 2 0 2 万 5, 0 0 0 円の増額で、保険料等の負担金でございます。

款 5、項 1、予備費は 1, 0 0 0 円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
す。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第36 議案第34号 平成29年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第4号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第36 議案第34号 平成29年度御代田町公共下水道
事業特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書141ページをお願いいたします。

議案第34号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案につい
て、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定め
るところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万6,000円を減額
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,238万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用す
ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、こちらは一般会計からの繰り入れといたし

まして182万5,000円の減額をするものでございます。

款6、諸収入、項2、雑入、こちらは平成28年度の御代田浄化管理センター長寿命化工事の際に発生いたしましたケーブル、アルミ、ステンレスなどの有価物が出ております。これを資源といたしまして買い取っていただいたものでございまして、12万9,000円の増額の補正をするものでございます。

歳入合計といたしまして、補正額169万6,000円の減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、こちら人事院勧告により、一般事務管理経費の減額によるものでございます。169万6,000円の減でございます。

款2、公債費、項1、公債費、失礼しました。こちらは増減ございません。

歳出合計、補正額169万6,000円の減額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

款1、土木費、項1、都市計画費、事業名、平成29年度御代田浄化管理センター長寿命化工事、金額7,400万円、平成29年度から平成30年度の2カ年工事のうち、平成29年度分の工事を繰り越すものでございます。

以上のおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第35号 平成29年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第37 議案第35号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 142 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出いたします。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

第 1 条 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算、第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、3 ページにありますように、第 51 款、水道事業費用、第 1 項、営業費用としまして 16 万円の増額をお願いするものでございます。人事院勧告による総係費の増額でございます。第 2 項、営業外費用並びに第 4 項予備費につきましては増減ございません。したがって、補正額は 16 万円となり、総額 1 億 8,661 万 7,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 38 報告第 1 号 平成 30 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 38 報告第 1 号 平成 30 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 143 ページをお開きください。

報告第 1 号 平成 30 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について、平成 30 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成 30 年 2 月

19日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告をいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町土地開発公社事業計画です。

平成30年度御代田町土地開発公社事業計画を次のとおりとする。

土地造成事業計画としまして、用地名、やまゆり工業団地、事業予定面積、7,654.49m²、事業予定金額300万円でございます。平成28年度に取得をいたしましたやまゆり工業団地の造成事業を計画するものでございます。

2ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町土地開発公社の予算でございます。

総則第1条 平成30年度御代田町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条としまして、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

款、第2款、事業外収益1,000円でございます。こちらは、受取利息でございまして、預金利子収入でございます。収入合計は1,000円です。

支出、第2款、第1項、販売及び一般管理費は18万3,000円です。理事の報酬、法人町県民税等の事務費でございます。支出合計18万3,000円でございます。収益的収入支出差引額はマイナスの18万2,000円となります。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款、資本的収入はございません。

支出、第1款、資本的支出、第3項、土地の造成事業費300万円であります。やまゆり工業団地の造成工事に係る造成工事の測量設計、開発許可の委託業務でございます。支出合計は、300万円となっております。

次の4ページから8ページは、収益的、資本的収入支出の実施計画、キャッシュフロー計算書となっておりますので、御確認をお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

こちら平成30年度御代田町土地開発公社の予定貸借対照表となっております。来年の3月31日現在の見込みです。資産の部の1番、流動資産は2億554万9,000円で、この内訳につきましては、現金及び預金で586万9,000円、公有用地としまして7,259万3,000円であります。こちら旧鉄道用地や坪谷地でございます土地であります。未成土地1億2,708万7,000円でございます、こちらやまゆり工業団地の土地となっております。資産合計は2億554万9,000円であります。

負債の部の固定負債1億3,870万円で、全額こちらは(2)の長期借入金でございます。町の土地開発基金からの借入金となっております。負債合計は、1億3,870万円です。

資本の部です。

1の資本金としまして、基本財産については町からの出資金350万円あります。2番目の準備金または欠損金でございますが、6,334万9,000円、こちら内訳は前期繰越準備金で6,353万1,000円、当期の純損失がマイナスの18万2,000円で、資本合計は6,684万9,000円となっております。負債資本合計としまして、上記にあります負債の部と資本の部、合計いたしますと2億554万9,000円で上記、一番上でございます資産の部の資産合計と一致をするものでございます。

10ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町土地開発公社の予定損益の計算書でございます。

本年4月1日から来年3月31日までのものでございます。事業収益、事業原価はゼロ円となっております。

3番の販売費及び一般管理費は18万3,000円で、事業損失は18万3,000円でございます。

4番の事業外収益は1,000円で受取利息の1,000円です。

経常損失と当期純損失はともに18万2,000円となりまして、当期の損失は18万2,000円となるものでございます。

11ページからは付属明細表となっております。後ほど御確認をいただければと思います。

以上で報告は終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で報告理由の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成30年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第5号から議案第35号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて――

○議長（小井土哲雄君） 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書145ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のお1人が平成30年6月30日をもって任期満了となります。後任に原田博子さんを推薦します。御代田町大字御代田1633番地においてお住まいで、昭和27年5月27日生まれの方です。

推薦理由としましては、原田博子さんは、平成6年4月から平成19年3月まで

の13年間の長きにわたり、社会教育委員を務められました。その後、平成19年1月から平成27年4月までの8年間は、町教育委員会において教育委員として教育問題に熱心に取り組まれました。また、地域での人望も厚く、地域の実情を十分理解されており、人格、識見も高く、適任者でありますので、推薦いたします。

任期は、平成30年、2018年4月1日から2021年6月30日までの3年間でございます。

説明は以上です。御意見をいただき、御承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第1号を採決します。本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の全ての議事日程は終了いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時23分